

第4次宇都宮市 環境基本計画

みんなの「もったいない」のところで
循環共生型社会を構築し
ウェルビーイングが実感できる
持続可能なまち

令和8年3月
宇都宮市



はじめに

私たちのまち宇都宮市は、遠く日光連山を望み、清らかな鬼怒の流れや緑豊かな丘陵地、田園の緑に象徴される豊かな自然の恵みを受け、先人のたゆみない歴史の積み重ねにより、二荒の森を中心として栄えてきました。

この恵み豊かな地域の環境と、かけがえのない美しい地球を将来にわたって守り、育み、引きついでいくことは、私たちの大きな責務であります。

そこで、本市においては、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない、持続可能な「環境都市」を実現するため、平成 13 年に「宇都宮市環境基本条例」を施行し、平成 15 年に「第 1 次宇都宮市環境基本計画」を、令和 3 年には「第 3 次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」を策定し、継続して様々な環境施策に取り組んできたところであります。

このような中、本市における環境課題については、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応、災害に強く環境負荷の少ないまちづくりが求められるなど、多様化・高度化しております。

こうした状況に対応するためには、様々な分野と連携した環境施策の展開が重要であり、多様化する市民・事業者のニーズや国・県の動向に対応しながら、市民・事業者・行政が連携して環境都市の実現に向けた取組を推進するため、新たに「第 4 次宇都宮市環境基本計画」を策定いたしました。

今回の計画では、国の「第六次環境基本計画」の最上位の目的である「ウェルビーイング／高い生活の質」や、ビジョンに掲げる「循環共生型社会」の構築の考えを追加した、新たな「環境未来都市 うつのみや」を設定いたしました。この目標の実現のためには、環境・経済・社会の統合的向上が必要であり、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、この計画を基に環境施策に着実に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重な御意見を賜りました宇都宮市環境審議会の委員をはじめ、御意見や御協力をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

第1章	第4次宇都宮市環境基本計画の概要	
第1節	策定の趣旨	1
第2節	計画の基本的事項	2
第2章	環境行政の現状と課題	
第1節	国内外の動向	6
第2節	宇都宮市の現状	16
第3節	後期計画の評価	29
第4節	意識調査結果	35
第5節	課題のまとめ	40
第3章	計画の基本理念と環境未来都市の姿, 推進方針	
第1節	計画の基本理念	41
第2節	目指す環境未来都市の姿	42
第3節	推進方針	43
第4節	2050年頃のまちのイメージ	45
第4章	分野別の基本施策	
第1節	施策体系	48
第2節	基本施策	50
分野1	カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた 脱炭素化の推進と気候変動への適応	50
分野2	サーキュラーエコノミー（循環経済）を支える資源循環の推進	60
分野3	ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する生物多様性の保全	66
分野4	安心で快適な生活環境の確保	75
分野5	自ら学び行動する人づくり	81
第5章	計画の推進	
第1節	推進体制	85
第2節	計画の評価	86
資料編		
第1節	環境配慮指針	87
第2節	計画策定体制	99
第3節	計画策定経過	101
第4節	宇都宮市環境基本条例	102
第5節	用語解説	106

コラム

ウェルビーイングとは？	13
持続可能な開発目標（SDGs）	15
宇都宮市カーボンニュートラルロードマップとは？	24
国内外における排出量や再生可能エネルギーの導入状況	26
地域新電力会社「宇都宮ライトパワー(株)」の設立	27
ライトラインのゼロカーボントランスポート	28
脱炭素先行地域	47
これからの住宅のはなし（ZEH・LCCM住宅）	53
宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画	54
先進技術の動向（水素・ペロブスカイト・CCUS）	57
サーキュラーエコノミー（循環経済）とは？	65
ネイチャーポジティブ（自然再興）とは？	74
環境協定とは？	80
もったいない運動の推進	84

注) 冊子の文中に記載のある※については、資料編第5節「用語解説」をご確認ください。

第1章

第4次宇都宮市環境基本計画の概要

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

本市では、平成13年に、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市」の実現を目指して、「宇都宮市環境基本条例[※]」を施行しました。また、条例の基本理念の下、目指すべき「環境都市」の姿を明確化するとともに、事業を計画的に推進するため、環境政策の最上位の計画として策定する「環境基本計画」については、これまで「第3次宇都宮市環境基本計画(後期計画)」(以下「後期計画」という。計画期間:令和3～7年度)に基づき、脱炭素社会や循環型社会[※]の構築に向けた実効性の高い施策・事業を推進してきたところです。

このような中、国では、令和6年に策定した「第六次環境基本計画[※]」において、環境・経済・社会の危機を踏まえ、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング[※]／高い生活の質」を最上位の目的とし、「循環共生型社会[※]」の構築をビジョンとして位置づけたほか、2050年カーボンニュートラル[※]の実現やサーキュラーエコノミー[※]への移行の推進、2030年のネイチャーポジティブ[※]の実現を目指し取組を推進しています。また、栃木県では「栃木県環境総合計画」を策定し、地球規模から身近な地域に至るまで環境が保全され、県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を送れるほか、将来世代にも継承することができる「持続可能な環境立県とちぎ」を目指すとしています。

本市においては、令和5年に策定した「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)[※]」(以下、「総合計画」という。)において、SDGsの達成にも貢献していくため、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「スーパースマートシティ」を明示したところであります。

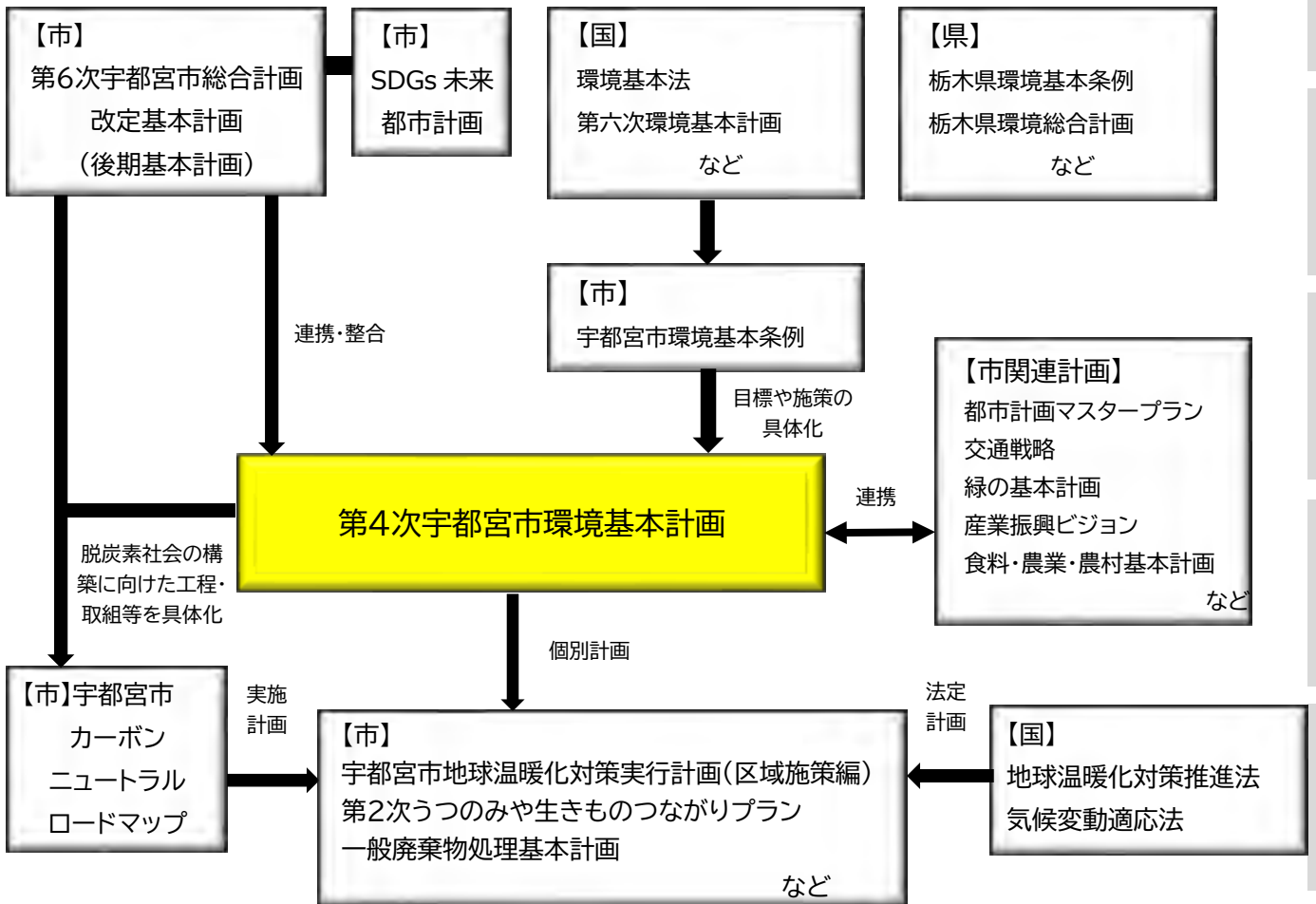
このような状況を踏まえ、多様化する市民・事業者のニーズや国・県の動向に対応しながら、「スーパースマートシティ」の具現化に向けて、市民・事業者・行政が連携して環境都市の実現に向けた取組を推進するため、新たに、2030年度を目標年度とする「第4次宇都宮市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

第2節 計画の基本的事項

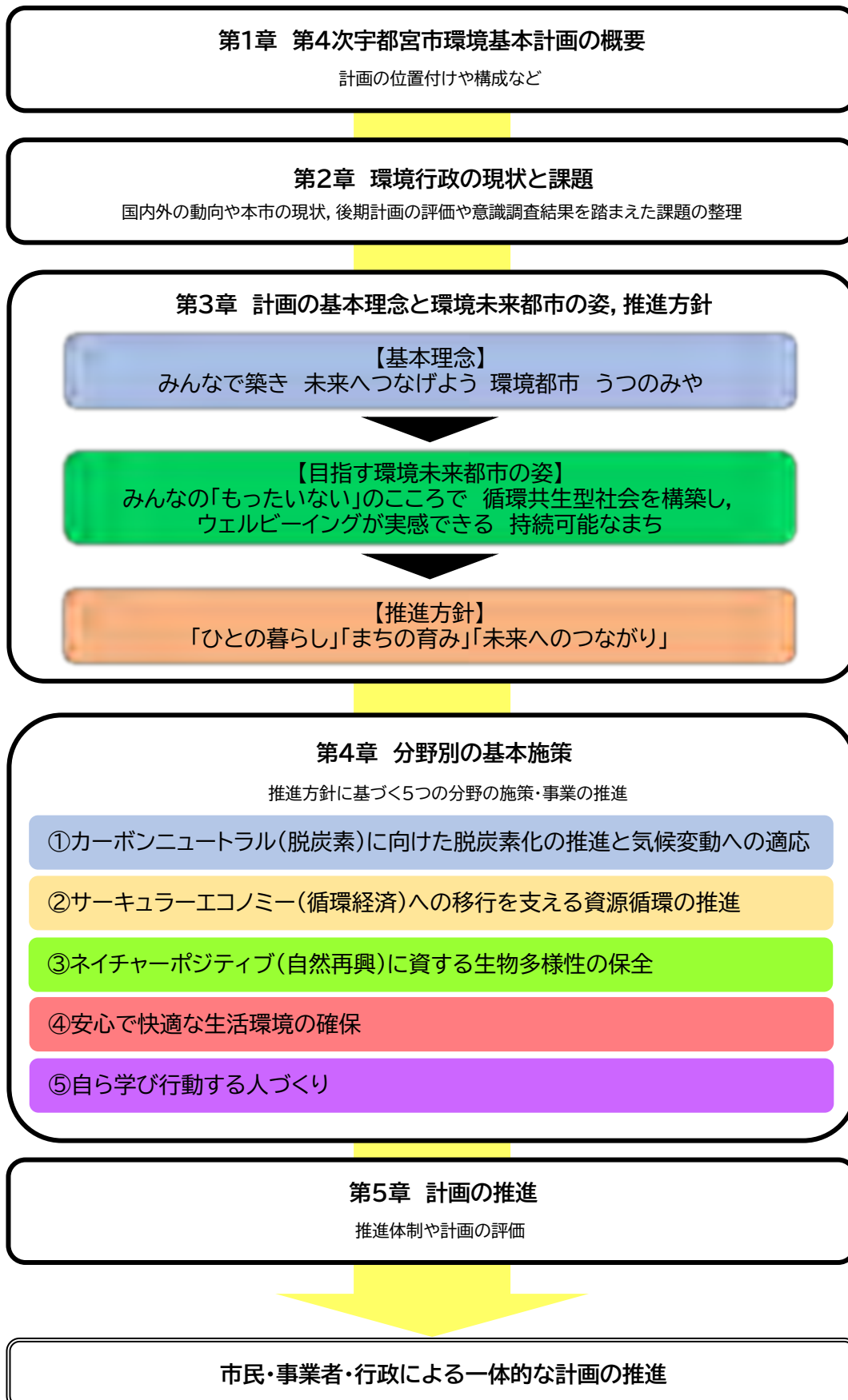
(1) 計画の位置付け

本計画は、「宇都宮市環境基本条例」の基本理念において示している、本市が果たすべき責務や目指すべき将来像を見据え、総合計画の個別計画として、環境に係る施策・事業を計画的かつ効果的に推進するために定めるものです。環境保全に関する個別計画や施策は、この計画の基本的な方向に沿って策定、実施するものとし、施策・事業において、環境への負荷が軽減されるよう十分に配慮するものとします。

また、本計画は市民・団体、事業者、行政等の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針ともなります。

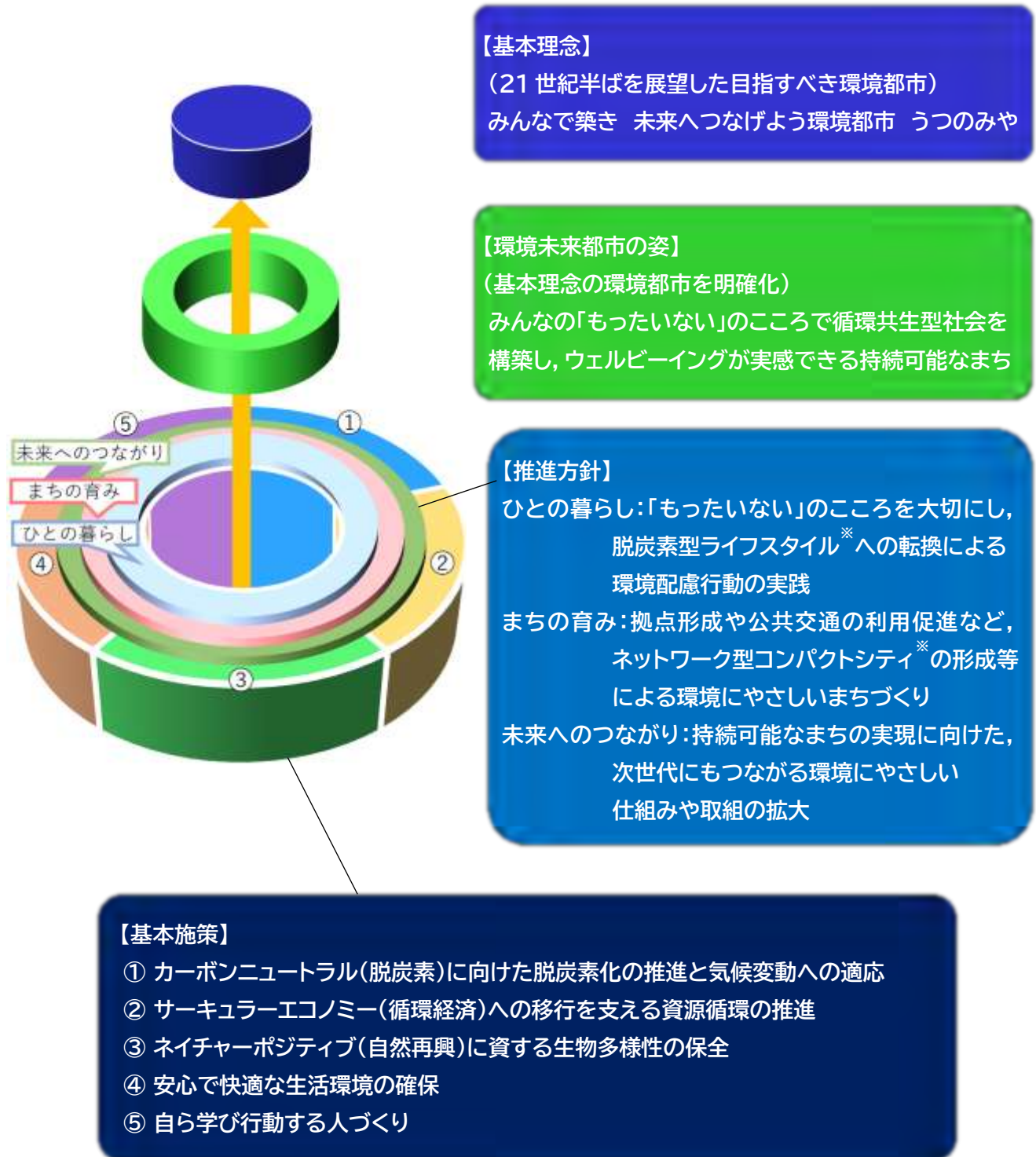


(2) 計画の全体像



(3) 計画の構成

本計画は、「基本理念」、「環境未来都市の姿」、「推進方針」、「基本施策」で構成します。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とします。

第2章

環境行政の現状と課題

第1節 国内外の動向

第2節 宇都宮市の現状

第3節 後期計画の評価

第4節 意識調査結果

第5節 課題のまとめ

第1節 国内外の動向

(1) 気候変動の緩和と適応

■ 地球温暖化の進行

私たちが生活している地球には、太陽の光(熱エネルギー)が陸地や海に注いでいます。地球は太陽の熱で温められていますが、同時に地球からも宇宙に熱を放出しています。この熱の放出を防いでいるのが温室効果ガス※です。温室効果ガスには、地球を温かく保ち、私たちが住みやすい環境を作る役割があります。

しかし、産業革命以降、二酸化炭素やハイドロフルオロカーボンをはじめとするフロン※類などの温室効果ガスが大量に排出され、宇宙に放出される熱の量が減少した結果、地球の気温が上昇しています。これが、地球温暖化です。

温室効果ガスが原因とされる地球温暖化の進行は深刻化しており、気象データによると、年平均気温は、100年あたり日本全体で約1.4℃、本市では約2.3℃上昇しています。

また、今後も十分な対策をとらずに地球温暖化が進行した場合には、今世紀末の地球の平均気温は最大で約5.7℃上昇すると予測されています。

地球温暖化のメカニズム



出典:全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)HP

■ 気候変動への適応策

令和5年の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)[※]」の第6次評価報告書統合報告書では、「人間活動が地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」と指摘されています。

気候変動による影響は、近年の短時間豪雨や猛暑日の増加など、すでに国内の市民生活に大きな影響を及ぼしていると考えられています。地球温暖化の対策には、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱での取組が必要となります。

国では、令和2年に、2050年までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラルを実現することを宣言しました。また、令和5年に「気候変動適応計画」を、令和7年に「地球温暖化対策計画」を策定しました。

気候変動の影響は私達の社会に深刻な影響を及ぼすため、日本でも緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。

気候変動対策

緩和とは？

原因を少なく

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

水利用の工夫

2つの

気候変動対策

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)HP

(2) 環境危機への対応

■ 環境保全を通じた「ウェルビーイング」の向上

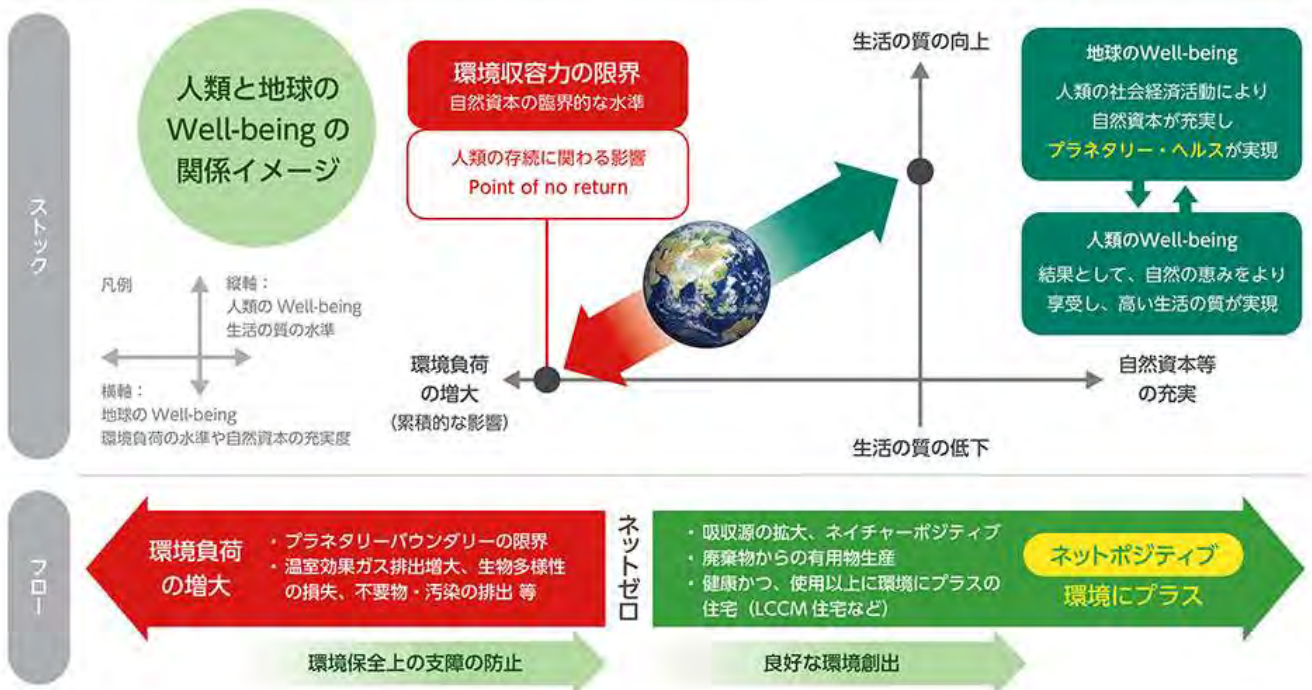
現在地球では、前述の気候変動のほか、生態系^{*}減少や動植物の絶滅リスクの高まりなどといった生物多様性の損失に加え、海洋プラスチックの増加をはじめとした汚染の危機に直面しています。

現下の環境危機を克服するためには、文明の転換、経済社会システムの変革が必要です。環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、よりの確かつ効果的な環境政策となることが期待されます。令和6年に策定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的とされました。

私たちの暮らしは、自然の恵みの上に成り立っているといえます。このため、環境負荷の総量を抑えて自然資本がこれ以上損なわれることを防ぎ、気候変動、生物多様性及び汚染の危機を回避するとともに、良好な環境を創出し、自然資本を持続可能な形で利用することによって、「ウェルビーイング／高い生活の質」に結び付けていくことが必要です。

自然資本・環境負荷とウェルビーイング・生活の質との関係（イメージ）

環境負荷を低減し、ストックとしての自然資本を充実させることが Well-being の向上につながると考えられる。



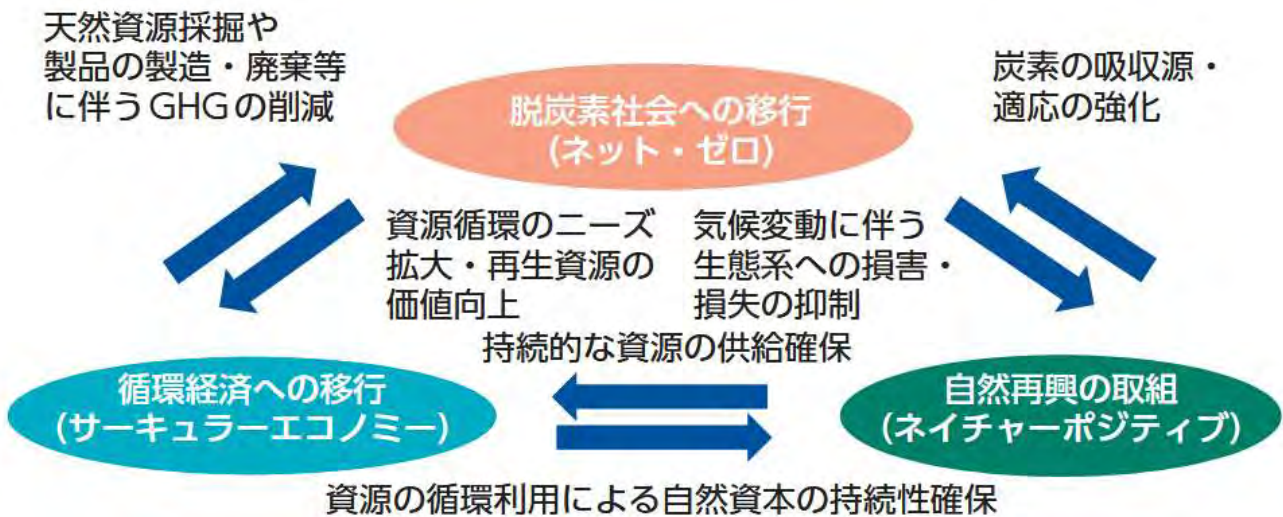
出典：「令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

■ 「循環共生型社会」の構築

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策が目指すべき社会の姿として「循環共生型社会」の構築を掲げ、「将来にわたって『ウェルビーイング／高い生活の質』をもたらす『新たな成長』の実現を目指すこととしています。

「循環共生型社会」は、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明」であり、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、循環経済(サーキュラーエコノミー)、自然再興(ネイチャーポジティブ)、炭素中立(ネット・ゼロ)等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジーを発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていくため、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的に取り組んでいく必要があるとしています。

脱炭素，循環経済，自然再興に向けたシナジー



出典:「令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

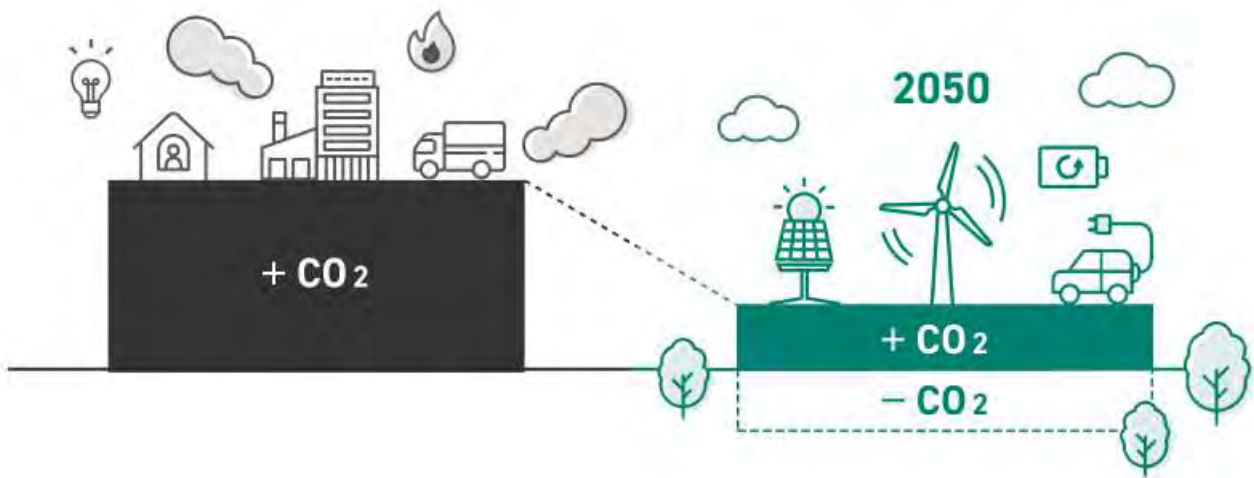
■ 脱炭素社会への移行(ネット・ゼロ)

世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも 1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務であることから、国では、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしています。また、「地球温暖化対策計画」において、2050 年目標と統合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、新たに 2035 年度 60%、2040 年度 73%の削減目標を掲げているほか、脱炭素型ライフスタイル転換に向けた施策や新たな技術の地域における実装・需要創出などを位置付けています。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

カーボンニュートラルのイメージ



出典:環境省, 脱炭素ポータル

■ 循環経済への移行(サーキュラーエコノミー)

国では、令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行を推進することが鍵とされています。循環型社会形成のドライビングフォース(原動力)となるサーキュラーエコノミーへの移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものです。

また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールでもあります。

サーキュラーエコノミーのイメージ



出典：環境省、「第五次循環型社会推進基本計画(概要)」

■ 自然再興の取組(ネイチャーポジティブ)

国では、令和5年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性の損失と、気候危機という2つの危機に対応するため、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向けた考え方が示されました。

ネイチャーポジティブを実現するためには、経済や社会を含めた横断的な改革が必要であることから市民・事業者・行政が連携し、取り組むことが重要です。

ネイチャーポジティブのイメージ



出典:環境省,「ネイチャーポジティブポータル」

2050年 ビジョン		2050年 グローバルゴール	
自然と共生する世界の実現	ゴールA 生物多様性の保全	ゴールB 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)	ゴールD 実施手段の確保	
2030年 ミッション		2030年 グローバルターゲット	
自然を回復軌道に載せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる		生物多様性への脅威を減らす ターゲット1~8	人々のニーズを満たす ターゲット9~13
		実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット14~23	

出典:環境省,「ネイチャーポジティブポータル」

～コラム～ ウェルビーイングとは？

○ウェルビーイングとはどんなもの？

国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的としました。

ウェルビーイングとは、気候変動対策や良好な環境の創出などにより、身体的・精神的・社会的に満たされた幸福な状態を指す概念です。心の健康や充実した人間関係、仕事のやりがいなど、生活の質を高める包括的な考え方を表しています。

○本市が目指す「ウェルビーイングが実感できるまち」

国の計画が示すウェルビーイングを基本に、「推進方針(P43参照)」の3つの視点を踏まえ、まちの状態と市民の実感・感情を表現する「2050年頃のまちのイメージ(P45参照)」を作成しました。

【目指すまちの姿】

①	ZEH 住宅は夏は涼しく、冬は暖かく快適。停電時も太陽光発電設備と蓄電池により、電気が使えて安心できる。
②	ライトラインやEVバスなどの公共交通が充実し、渋滞も少なく便利に外出ができ、環境にもやさしい。
③	3Rの取組の推進により、ごみや無駄を削減する。限られた資源は大切に使う。
④	里地里山などの環境保全により、自然と触れ合う機会が増加し、癒される。
⑤	川や空気が綺麗で美しい景観のまちは、住みやすく、心地良い。
⑥	「もったいない運動」など環境配慮行動が浸透し、環境意識が高まり、生活が充実する。
⑦	カーボンニュートラルの実現より、猛暑やゲリラ豪雨などの異常気象が緩和されて、暮らしやすい。

これらの項目が達成されることにより、ウェルビーイングが実感できるまちを目指します。



(3) 持続可能な社会の構築


■ SDGs の推進


SDGs とは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されたものであり、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国においても令和3年の SDGs 推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGs アクションプラン 2021」が示されるなど、積極的な取組が進められています。


本市においても、多様化する環境問題や人口減少・少子超高齢化などの社会問題に直面しており、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながるなど、環境・経済・社会の課題は相互にかつ密接に関連しており、複雑化しています。


このような環境・経済・社会が絡む複雑な課題に対しては、1つの課題解決が複数の課題を統合的に解決することにつながる SDGs の取組を推進することで、迅速かつ的確に対応していくことが重要になっています。


【本計画と関係が深いSDGsのゴール】


- 


「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 

「8 働きがいも経済成長も」
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 

「11 住み続けられるまちづくりを」
包摂的で安全かつ強くしなやか(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 

「12 つくる責任 つかう責任」
持続可能な生産と消費の形態を確保する
- 

「13 気候変動に具体的な対策を」
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 

「14 海の豊かさを守ろう」
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 

「15 陸の豊かさを守ろう」
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

～コラム～ 持続可能な開発目標(SDGs)

○SDGsとはどんなもの？

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに目指す国際目標です。SDGsは17の「開発に向けた意欲目標(ゴール)」, ゴールの下に169の「計測可能な行動目標(ターゲット)」, 進捗管理のための234の「評価尺度」の三層構造となっています。

日本が掲げるSDGsの実施指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残されない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」です。

この実施方針には、地方公共団体やその地域で活動するステークホルダー(関係者)による積極的な取組の推進、各種計画等の策定や改定にあたってSDGsの要素を最大限反映させることを奨励する旨が記載されています。



出典:国際連合広報センターホームページ

○宇都宮市ではどんなことをしているの？

令和元年度に、「SDGs未来都市」に選定されて以来、SDGs達成に向けて先駆的に進めてきた取組を、社会環境の変化を的確に捉えながら、これまで以上に加速化するため、今後3年間に実施する先導的な取組をとりまとめた「第3期SDGs未来都市計画」を令和7年に策定しました。

リーディングプロジェクトとして位置付けた、ライフスタイルやライフステージにあわせた官民連携による公共交通の利用促進策等の強化や、官民連携による再生可能エネルギー※最大限導入と地産地消の推進、SDGs達成に貢献するパートナーシップ基盤の充実などに取り組んでいます。

第2節 宇都宮市の現状

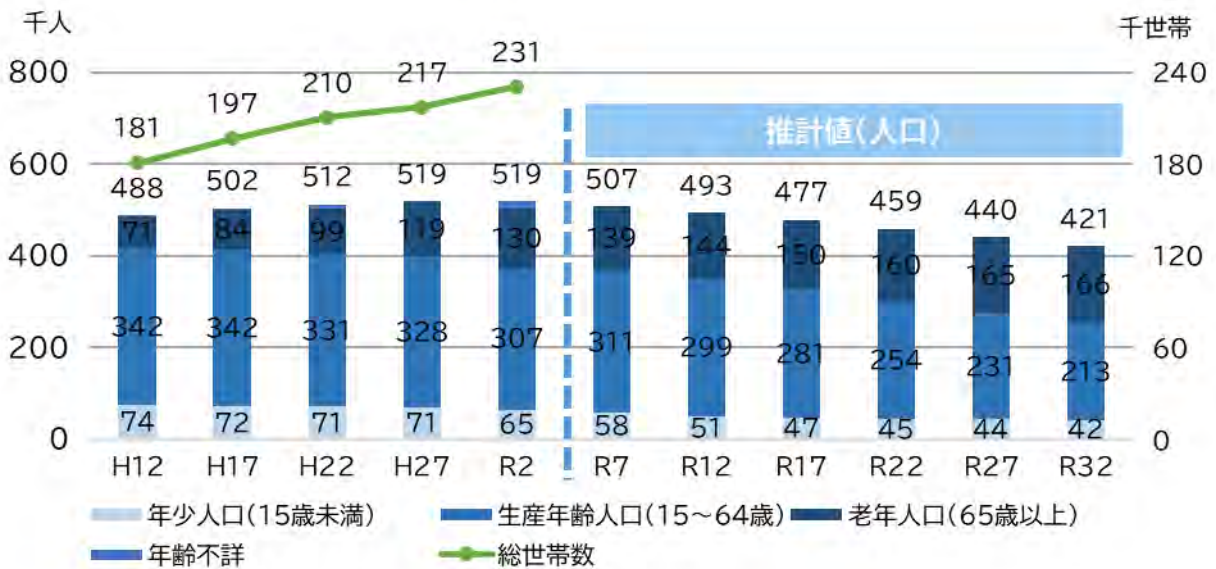
(1) 社会的特性

■ 人口動態

本市の人口は令和元年度にピークを迎え、その後減少に転じています。一方で、老年人口が増加するなど、人口減少・少子高齢化が進んでいます。

また、世帯数は増加傾向にある中、特に単身世帯や核家族世帯、高齢者世帯では、エネルギー消費量が増加する傾向があるため、家庭部門における環境負荷の増加が想定されます。

宇都宮市の年齢3区分別人口の推移と将来の見込み



出典:「国勢調査」(総務省)／「宇都宮市の将来推計人口」(宇都宮市)をもとに作成

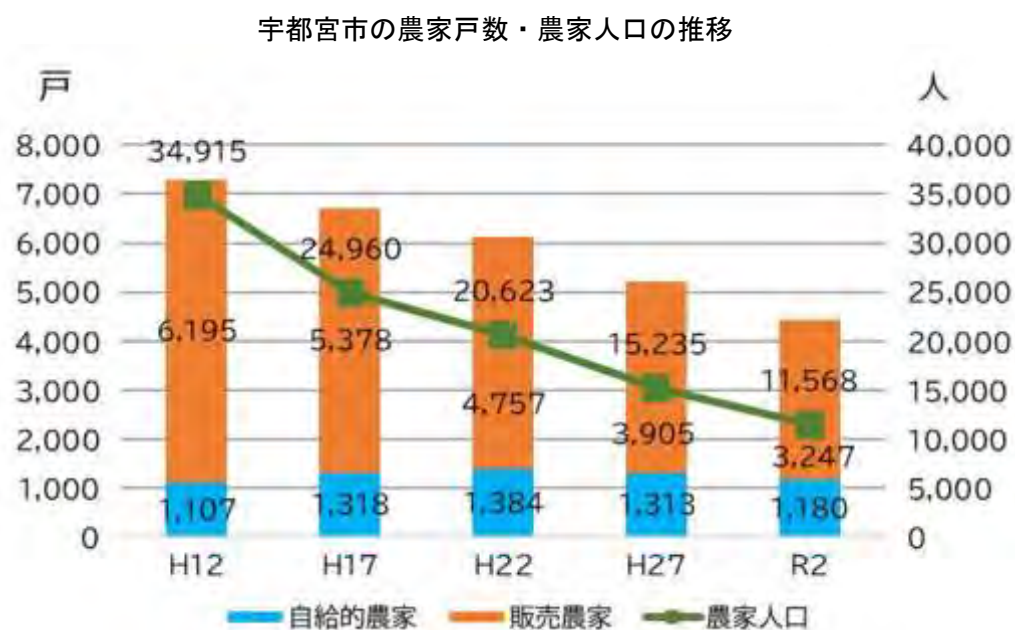
産業・農業分野

令和4年度における市内総生産は、3兆1,102億円で、県全体の32%にあたる経済規模を誇り、市内総生産のうち第3次産業が約54%、第2次産業が約45%を占めています。市内総生産は令和2年度から増加傾向にあり、生産活動の活性化につれて、エネルギー消費量やごみ排出量の増加が見込まれます。

過去20年間で農家人口は約7割減少し、経営耕地面積も約2割減少しています。また、本市の総面積約42,000haのうち、森林面積は約8,000haと総面積の約20%を占めています。管理されなくなった農地(耕作放棄地)や森林の増加は、自然環境への影響が懸念されます。



出典:「令和4(2022)年度とちぎの市町村民経済計算」(栃木県)をもとに作成



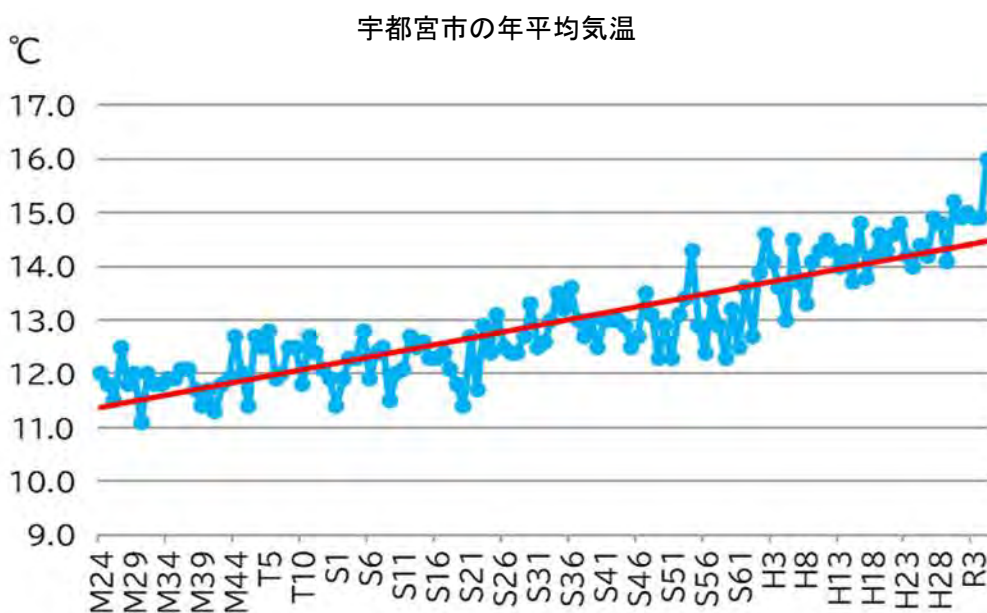
出典:「世界農林業センサス」(農林水産省)／「農林業センサス結果」(農林水産省)をもとに作成

(2) 自然的特性

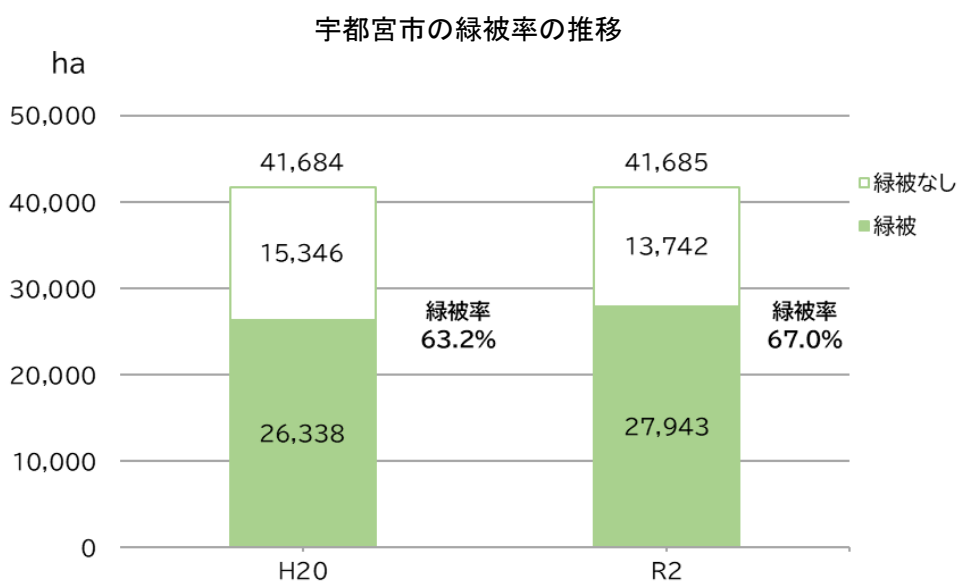
■ 気候・緑被

年平均気温は上昇傾向であり、過去 100 年間で 2℃以上上昇しています。それに伴い、熱帯夜数(夜間の最低気温が 25℃以上の日数)についても近年大幅に増加しています。全国的にも地球温暖化による平均気温の上昇は顕著であり、ゲリラ豪雨などの異常気象や熱中症警戒アラート等の発生回数が増加しています。

市域の緑被面積は、27,943ha で、緑被率は 67.0%と、平成 20 年から令和 2 年にかけて 3.8 ポイントの増加となっており、緑地の保全・創出が進んでいます。



出典:気象庁、「関東甲信地方のこれまでの気候の変化(観測結果)」をもとに作成



出典:「第3次宇都宮市緑の基本計画」(宇都宮市)をもとに作成

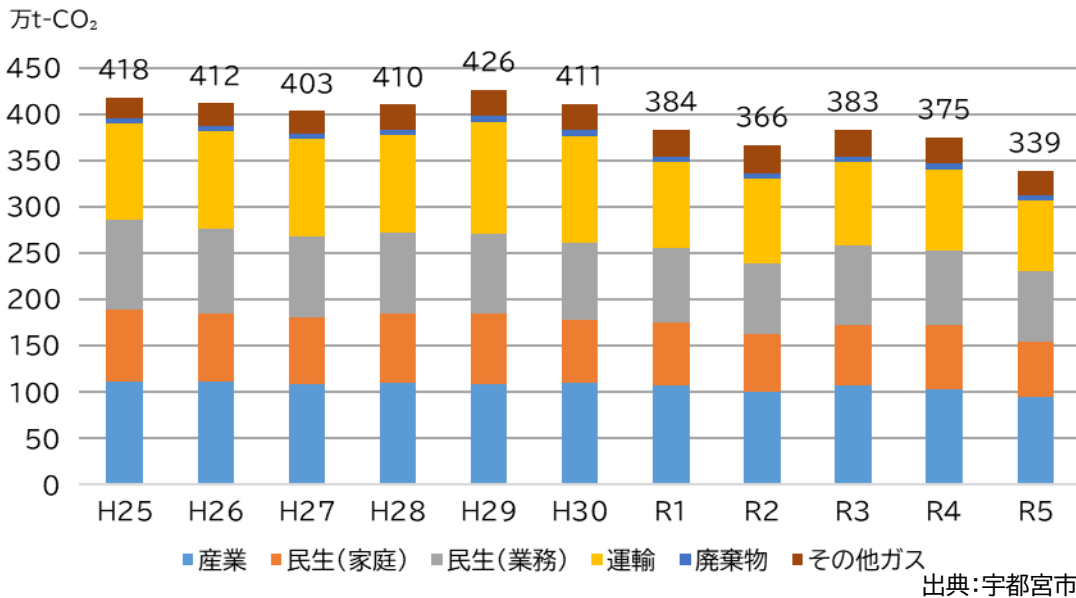
(3) 環境負荷の状況

■ 温室効果ガス排出量状況

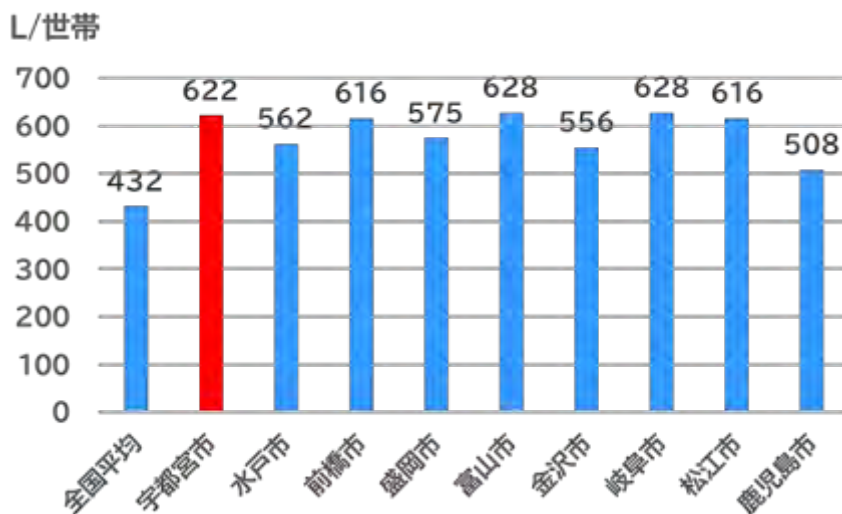
令和5年度の本市の温室効果ガス排出量は 339万 t-CO₂ で、2013(平成25)年度比で 19%削減し、特に、運輸部門では26%削減、民生(家庭)部門では25%削減となっています。一方で、本市の2030年度における温室効果ガス排出削減目標の50%に向けては、さらなる削減が必要な状況にあります。

栃木県は自家用車の保有率が高く、自動車に対する依存度が高い状況にある中、本市における1世帯あたりの年間ガソリン消費量は622Lで、全国平均や主要地方都市と比べて多く、運輸部門における温室効果ガス排出量の割合は、全国と比べて高い状況にあります。

宇都宮市の温室効果ガス排出量の推移



中核市の県庁所在地における世帯あたりの年間ガソリン消費量



出典:総務省,「家計調査 家計収支編」をもとに作成

■ 廃棄物・自然環境分野

ごみの発生抑制や、再使用の促進、資源循環利用の推進を図ってきた中、近年の一人1日当たり家庭系ごみ排出量は横ばい傾向です。令和6年度のごみ組成分析の結果、家庭系・事業系焼却ごみのいずれも、プラスチック製容器包装や資源化可能な紙などの資源物が、約20%含まれている状況にあります。

「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合(生物多様性の認知度)については、令和6年度は昨年度よりやや向上したものの、目標値(R7:75.0%)を下回る結果となっています。

第1章

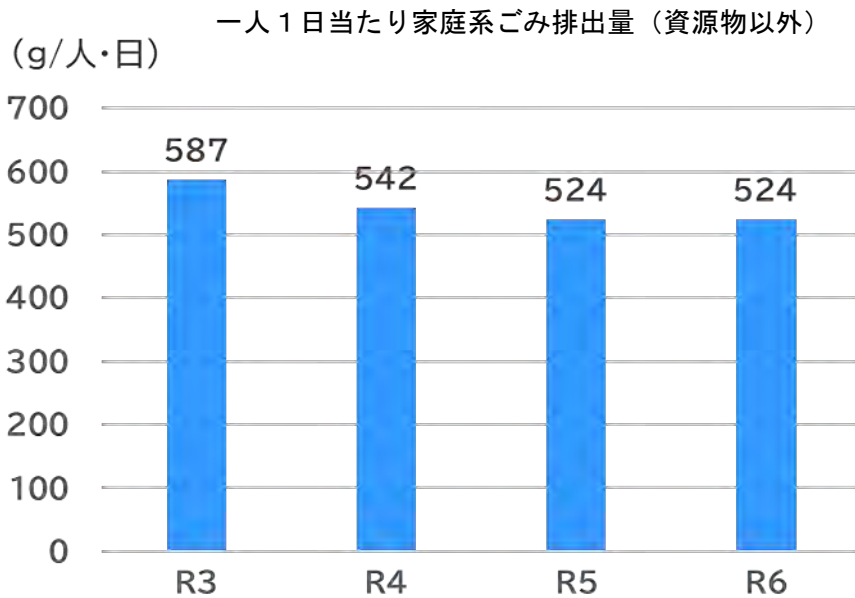
第2章

第3章

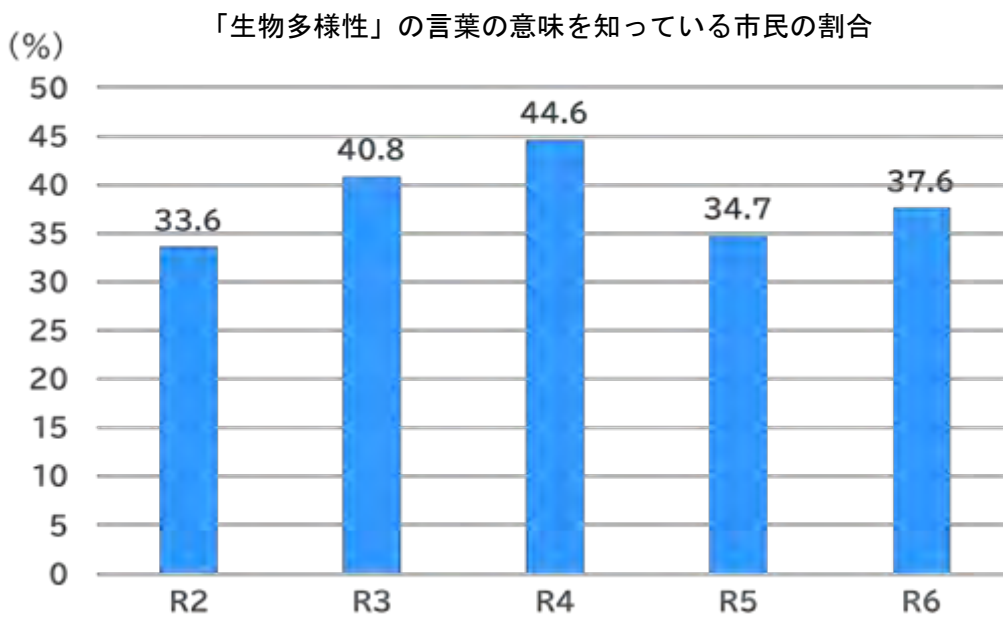
第4章

第5章

資料編



出典:宇都宮市



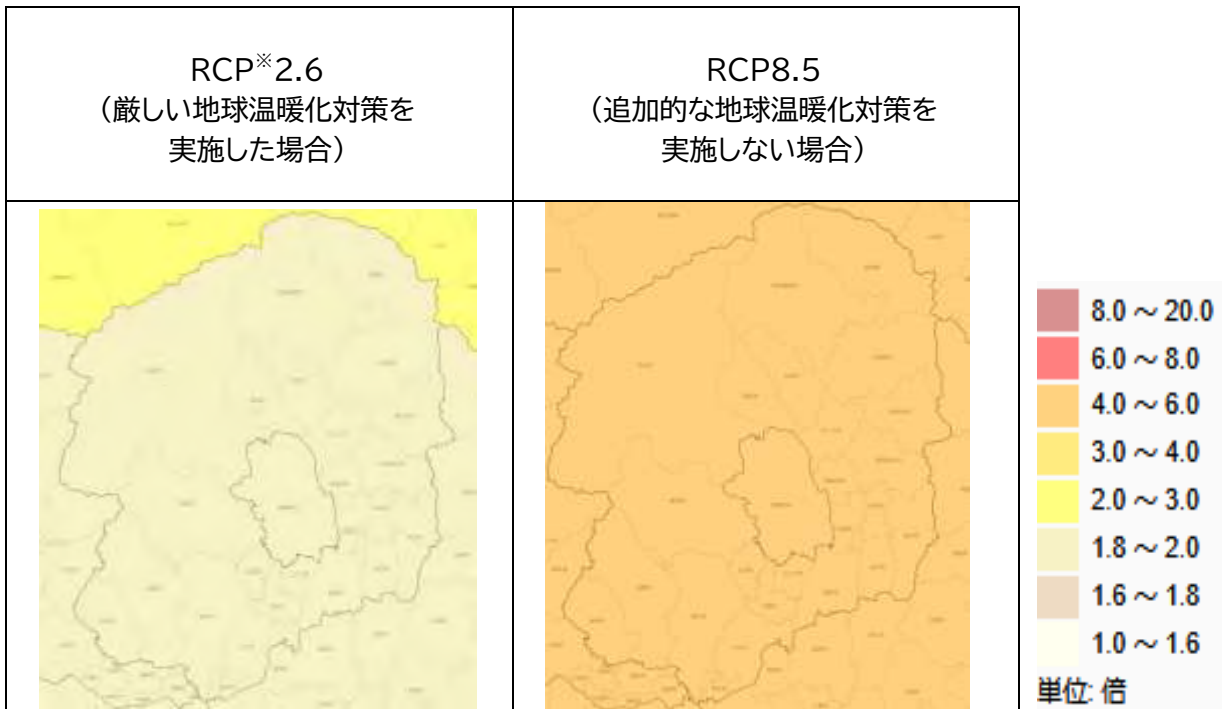
出典:宇都宮市

■ 気候変動による影響と対応の必要性

地球温暖化に伴う気候変動の影響として、毎年多数の台風が接近し、強風と大雨でたびたび大きな被害をもたらしているほか、河川や下水道の増水、浸水などの被害も発生しています。また、猛暑日の年間日数は増加しており、熱中症搬送者の増加や農作物における病害虫及び生育障害の発生などが将来的に生じると考えられます。

こうした気候変動による影響は、今後もさまざまな分野で顕在化すると考えられ、熱中症リスクへの対策、農業における高温対策技術等の普及、大雨に伴う水害への対策など、分野横断的な対策の実施が求められています。

21世紀末の熱中症搬送者数の変化予測



出典:気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)HP

(4) 本市が目指すまちづくり

■ 「スーパースmartシティ」の実現

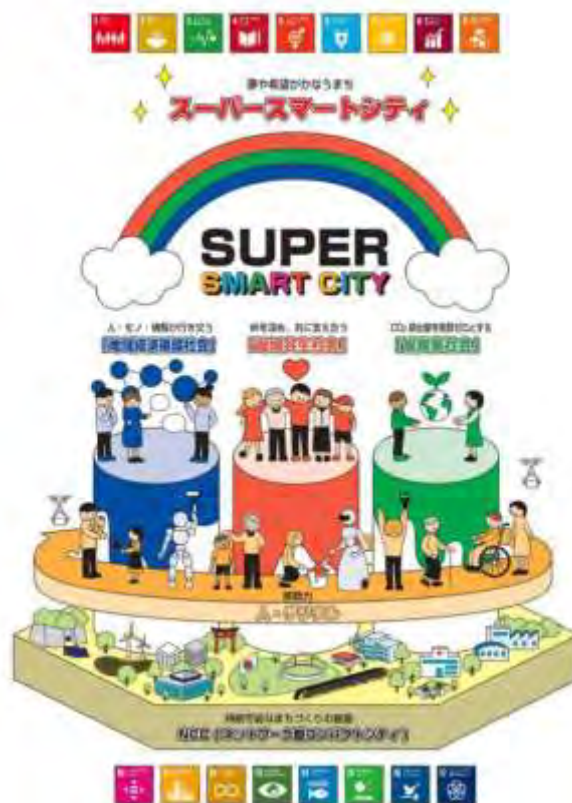
本市では、概ね 2030 年頃を見据えた具体的なまちの姿として、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースmartシティ」の実現を目指しています。

「スーパースmartシティ」とは、「NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)」を土台に、「地域共生社会」(社会)、「地域経済循環社会」(経済)、「脱炭素社会」(環境)の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル技術」の活用によって発展するまちのことです。

まちづくりの土台となる、NCCの形成に当たっては、地域特性を踏まえた各種の都市機能が集積した拠点を形成する「拠点化の促進」と、階層性を持った総合的な交通ネットワークによって拠点間の連携・補完を進める「ネットワーク化の促進」、市民の多様な暮らし方やライフスタイルを尊重した「土地利用の適正化」を一体的に進めることにより、コンパクトなエリアで日常生活に必要な機能が充足し、市民生活の質や、都市としての価値・活力を高めることのできる都市の実現を目指します。

また、脱炭素社会の構築に向けては、「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」や「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

本市が目指すスーパースmartシティ



出典:宇都宮市

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

～コラム～ 宇都宮市カーボンニュートラルロードマップとは？

○宇都宮市カーボンニュートラルロードマップとはどんなもの？

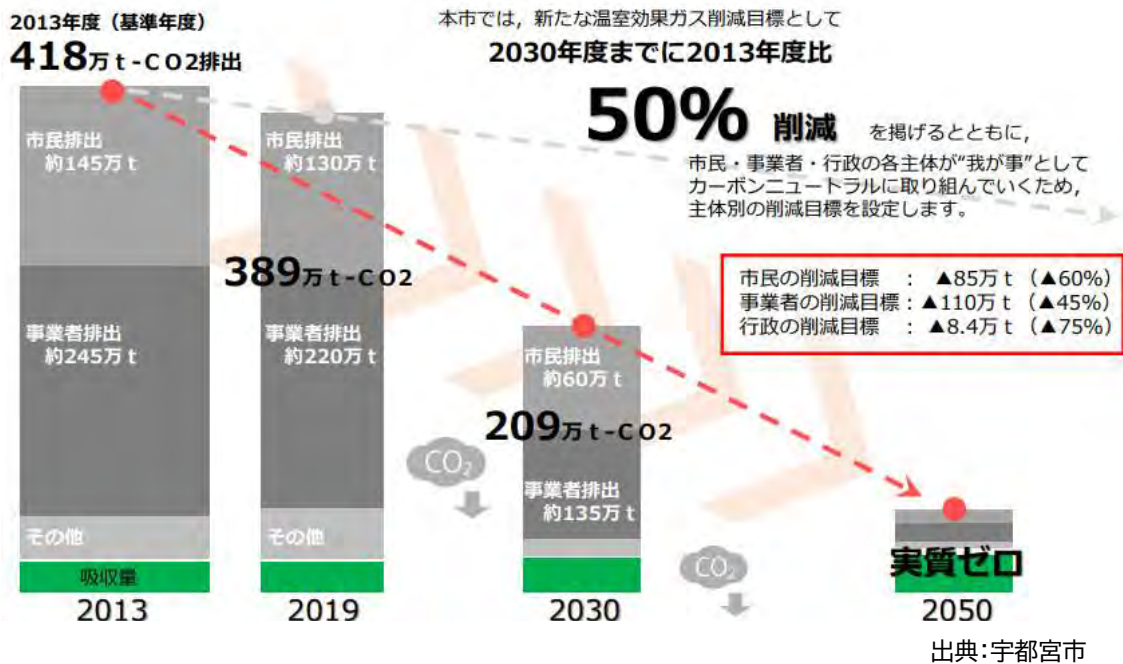
本市では、令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年のカーボンニュートラルを目指すことを表明しました。その後、令和4年に宇都宮市カーボンニュートラルロードマップを策定し、2050年目標の実現に向けた新たな目標として、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を50%削減する目標を掲げました。

目標の達成に向けては、市民・事業者・行政の各主体が連携して取り組む必要があることから、主体別に取り組む方向性を示しています。

市民の取組としては、ZEH[※]や太陽光発電など、初期投資がかかるものの削減効果が高い取組のほか、「スマートムーブ[※]」や「食事を食べ残さない」など、すぐにできる取組もあります。わたしたち一人ひとりにできることは、現時点では限られていたとしても、少しずつでも脱炭素型のライフスタイルに取り組むことが重要です。

事業者の取組としては、業種や事業形態によって、温室効果ガスの排出源や対策方法は異なるため、まずは、自らの事業活動における温室効果ガス排出状況の把握・見える化をし、対策方法を検討することが重要です。

行政の取組としては、一事業者として、行政活動における温室効果ガス排出の削減並びに吸収作用の保全のための措置にこれまで以上に取り組む必要があり、市有施設のエネルギー消費による温室効果ガスの排出抑制や、職員による環境配慮行動の徹底等を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。



■ 本市の地域特性

本市は、冬季の日照量が多く、太陽光発電に適しており、市内の再生可能エネルギーの導入容量は年々増加しています。ごみ焼却施設「クリーンパーク茂原」におけるバイオマス^{*}発電や家庭用太陽光発電は、ライトラインの走行に必要な電力として使用するなど、地域資源を活用したエネルギーの地産地消が進んでいます。

また、大谷町の地下に保存された巨大な空間「採取場跡地」は、貴重な観光資源として活用されているとともに、この採取場跡地内の多量の地下水による「冷熱エネルギー」を活用し、さまざまな地域産業の創出の取組が活発化しています。

環境負荷が少ないこれらのエネルギーを活用した取組は、地域の活性化につながるだけでなく、都市の魅力向上につながる重要なものとなります。持続可能な都市として成長していくためにも、今後、このような地域特性を生かした取組を、市域全体に波及させることが重要となっています。

市内の太陽光発電

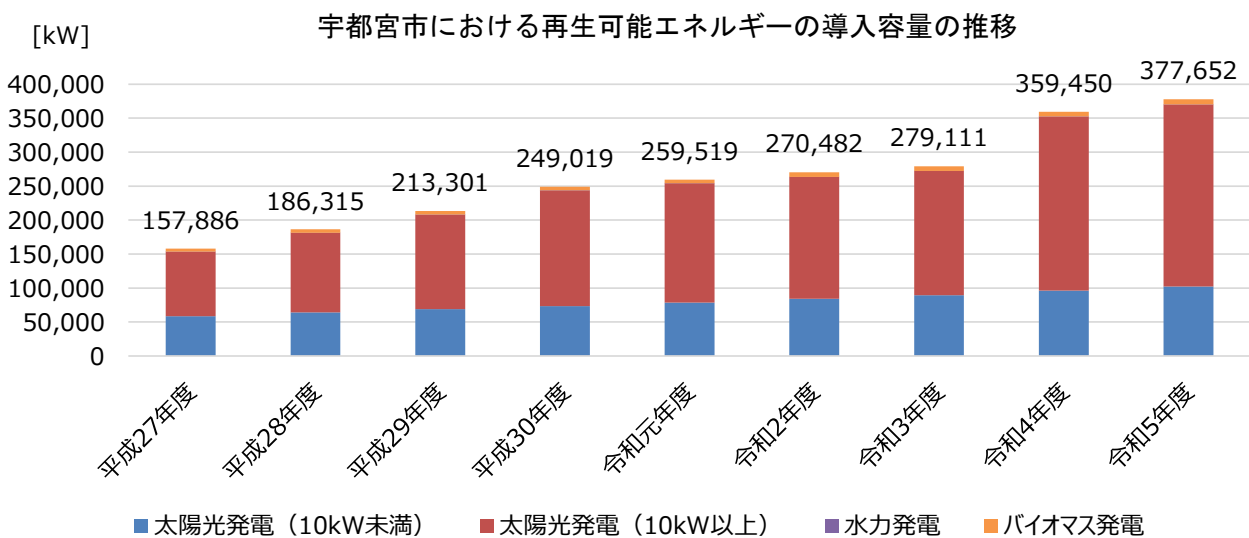


出典:宇都宮市

クリーンパーク茂原



出典:宇都宮市



出典:環境省「自治体排出量カルテ」

～コラム～ 地域新電力会社「宇都宮ライトパワー(株)」の設立

○地域新電力とはどんなもの？

平成28年から始まった、国の「電力の小売全面自由化」を受けて、「エネルギーの地産地消」の促進を目標とした地域密着型の小売電気事業のことを指し、全国各地において、地域内の電力(再生可能エネルギー等)を有効活用する取組が広がっています。

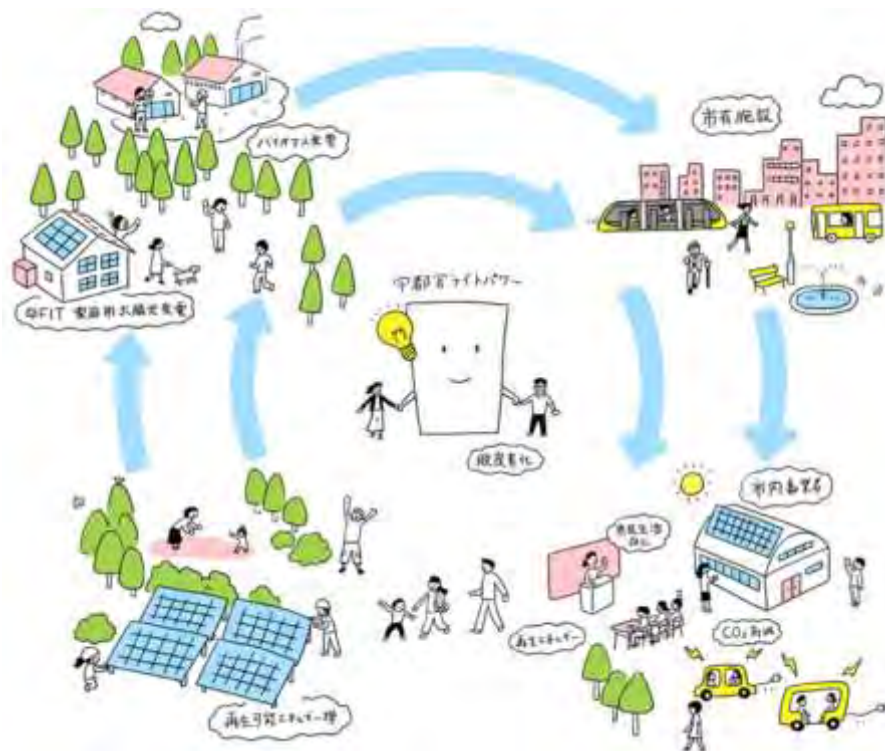
地域新電力会社の中には、自治体が出資しているものもあり、エネルギーの地産地消とともに、地域経済の活性化が図られています。

○宇都宮市はどんなことをしているの？

令和3年に、「環境未来都市うつのみや」の実現に向け、脱炭素社会の構築を図るため、再生可能エネルギーの地産地消を推進する「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立しました。

宇都宮ライトパワー株式会社では、クリーンパーク茂原でのバイオマス発電や、固定価格買取期間が終了した家庭用太陽光発電による再生可能エネルギーをライトラインに供給する、地域資源の地産地消に関する取組を行っています。

この取組は、二酸化炭素の削減だけでなく、地域経済の活性化にもつながります。このようにして得られた利益は、地域の脱炭素化など市の地域課題の解決に再投資されるといった好循環が生まれています。



出典：宇都宮ライトパワー株式会社 HP

～コラム～ ライトラインのゼロカーボントランスポート

○ゼロカーボントランスポートとはどんなもの？

本市では、家庭ごみの焼却や家庭用太陽光等により発電された地域由来の再生可能エネルギー100%で走行する、ライトラインの「ゼロカーボントランスポート」を実現しました。

これは、世界でも類を見ない取り組みであり、ライトラインの運行に伴う再生可能エネルギーの活用と、自動車からの乗り換えで、一般家庭で約 1,600 世帯分、年間で最大約 9,000t-CO₂ を削減することができます。

このほか、路線バスや地域内交通の EV 化などにより、公共交通の脱炭素化を図る「ゼロカーボンムーブ」を構築し、運輸部門の二酸化炭素排出削減を図ります。



出典:宇都宮市



出典:宇都宮市

第3節 後期計画の評価

(1) 分野別の基本施策

分野別の基本施策の達成状況を示す施策指標について、総合計画の評価方法に準じて評価を行いました。その結果、基本施策の評価のうち、約9割は「順調」または「概ね順調」であり、後期計画全体としては、概ね計画通りに進捗していることが確認されました。

一方で、一部の基本施策について「やや遅れ」の評価となったことから、その要因について分析し、適切に対応していく必要があります。

【分野別評価】各分野の基本施策及び構成事業についての評価

分野	基本施策			構成事業の進捗状況
	順調	概ね順調	やや遅れ	
地球環境	3	4	1	全て計画どおり
廃棄物	4	2	0	全て計画どおり
自然環境	0	5	2	やや遅れ1件
生活環境	3	5	0	全て計画どおり
人づくり	3	2	1	全て計画どおり

《評価の方法》

順調 : 達成率が100%以上

概ね順調 : 達成率が70%以上

やや遅れ : 達成率が70%未満

【分野1 地球環境】

基本施策 施策指標	R1 末時点 (基準年)	R7末時点 (見込値)	R7 目標値 (目標値)	R7評価 (達成率)
1-1-1 家庭における低炭素化の促進 【指標】市民1人当たりの温室効果ガス排出量	3.58t-CO ₂ (H30時点)	2.75t-CO ₂ (R5時点)	2.61t-CO ₂ (R5参考値2.75)	順調 (100%)
1-1-2 事業所における低炭素化の促進 【指標】事業者の温室効果ガス排出量	223.6万 t-CO ₂ (H30時点)	198.3万 t-CO ₂ (R5時点)	191.9万 t-CO ₂ (R5参考値196.4)	概ね順調 (99%)
1-1-3 市役所における低炭素化の促進 【指標】市有施設における温室効果ガス排出量	91,874t- CO ₂	71,703t- CO ₂ (R6時点)	76,300t- CO ₂ (R6参考値78,896)	順調 (100%以上)
1-2-1 創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 【指標】太陽光発電設備導入世帯数(累計)	17,957世帯	24,761世帯	24,000世帯	順調 (100%以上)
1-2-2 地域のポテンシャルを生かした新たな エネルギーの活用 【指標】冷熱エネルギーを活用した 事業への参入者数(累計)	6事業者 (R2時点)	7事業者	10事業者	概ね順調 (70%)
1-3-1 環境負荷の少ない都市整備 【指標】地域新電力による温室効果ガス 削減量(累計)	0t-CO ₂ (R2時点)	14,500.4 t-CO ₂	7,800t-CO ₂	順調 (100%以上)
1-3-2 エコで便利な交通体系の構築 【指標】公共交通夜間人口カバー率	91.9%	93.8%	97.5%	概ね順調 (96%)
1-3-3 気候変動への適応策の推進 【指標】適応をテーマとした 出前講座等の数	—	1回	10回	やや遅れ (10%)

【地球環境分野の課題】

太陽光発電設備の導入促進や、宇都宮ライトパワー(株)による再生可能エネルギーの地産地消の推進などにより、一部の基本施策を除き、評価は「順調」「概ね順調」となりました。

「市民1人当たりの温室効果ガス排出量」及び「事業者・市有施設における温室効果ガス排出量」について着実に削減がされているものの、2030年度の目標達成に向けさらなる削減が求められます。また、「適応をテーマとした出前講座等の数」については、「やや遅れ」となっていることから、他の関連する出前講座においても適応に向けた取組を紹介するなど、幅広い世代を対象とした普及啓発が求められます。

【分野2 廃棄物】

基本施策 施策指標	R1 末時点 (基準年)	R7 末時点 (見込値)	R7 目標値 (目標値)	R7 評価 (達成率)
2-1-1 普及啓発の推進 【指標】ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 のダウンロード数(累計)	26,463 件	70,110 件	51,000 件	順調 (100%以上)
2-1-2 発生抑制・再使用の促進 【指標】市が実施したフードドライブの 参加者数	121 人	1,030 人	400 人	順調 (100%以上)
2-2-1 資源循環利用の推進 【指標】市が主体となって取り組む 廃棄物系バイオマスの資源化量	514t	1,239t	1,500t	概ね順調 (83%)
2-2-2 各主体による資源化の促進 【指標】市民から依頼のあった分別 講習会と出前講座の開催件数	67 回	59 回	70 回以上	概ね順調 (84%)
2-3-1 適正な収集・処分体制の推進 【指標】行政収集等実施率	100%	100%	100%を維持	順調 (100%以上)
2-3-2 不法投棄の未然防止・拡大防止 【指標】不法投棄事案の解決率	97.8%	98.3%	98.0%	順調 (100%以上)

【廃棄物分野の課題】

分別講習会や新聞折込チラシなど様々な機会・媒体を活用した周知啓発による、ごみの発生抑制や再使用の促進、資源循環利用の推進、適正な収集・処分体制の推進や、不法投棄の未然防止などにより、評価は「順調」「概ね順調」となりました。

「バイオマスの資源化量」、「分別講習会と出前講座の開催件数」は目標値を下回っていることから、資源循環利用や資源化に向けた効果的な施策の推進が求められます。

【分野3 自然環境】

基本施策 施策指標	R1 末時点 (基準年)	R7末時点 (見込値)	R7 目標値 (目標値)	R7評価 (達成率)
3-1-1 生物多様性保全に関する意識の醸成 【指標】「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合	33.6% (R2 時点)	42.4%	75.0%	やや遅れ (57%)
3-1-2 生きものとその生息・生育環境の保全の推進 【指標】外来種の影響に関する認知度	64.8% (R2 時点)	84.4%	90.0%	概ね順調 (94%)
3-2-1 農地等の多面的機能の維持向上 【指標】市内農地における 環境保全活動カバー率(累計)	39.3%	39.0%	80.0%	やや遅れ (49%)
3-2-2 都市の緑の保全と創出 【指標】緑地保全・緑化推進に係る 活動箇所数(累計)	301 箇所	318箇所	358 箇所	概ね順調 (89%)
3-2-3 水資源の確保 【指標】雨水貯留施設等の設置費補助件数 (H28 からの累計)	378 件	1,748件	2,103 件	概ね順調 (83%)
3-2-4 河川環境の保全と創出 【指標】河川の整備率(都市河川, 準用河川) (累計)	62.4% (R2 時点)	65.8%	66.6%	概ね順調 (99%)
3-2-5 良好な景観の保全と創出 【指標】景観形成重点地区等の指定数(累計)	7 地区	9 地区	11 地区	概ね順調 (82%)

【自然環境分野の課題】

自然環境保全対策等の生きものとその生息・生育環境や、都市の緑の保全などを推進してきたことから、一部の基本施策を除き、評価は「概ね順調」となりました。

「生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合」については、「やや遅れ」となっていることから、生物多様性の保全に向け幅広い層に対して認知度向上を図るなど、自然と共生したまちづくりに向けた取組が求められます。また、「市内農地における環境保全活動カバー率」については、活動エリアの拡大や新規組織の立ち上げの促進が求められます。

【分野4 生活環境】

基本施策 施策指標	R1 末時点 (基準年)	R7末時点 (見込値)	R7 目標値 (目標値)	R7評価 (達成率)
4-1-1 大気汚染状況の監視 【指標】光化学オキシダント※の 環境基準※達成率	92.7%	93.4%	100%	概ね順調 (93%)
4-1-2 水質汚濁状況の監視 【指標】河川水の生物化学的酸素要求量※ に係る基準達成率	94.4%	72.2%	100%	概ね順調 (72%)
4-1-3 騒音振動の調査 【指標】自動車騒音に係る環境基準 達成率	93.8%	96.5%	100%	概ね順調 (97%)
4-1-4 放射線や化学物質の調査 【指標】ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%	100%を 維持	順調 (100%)
4-2-1 工場・事業場の監視・指導 【指標】工場・事業場における 排出基準超過件数	6 件	0件	0 件	順調 (100%)
4-2-2 事業者等への意識啓発 【指標】良好な生活環境の確保に係る 市民満足度	35.7% (R2 時点)	35.8%	40.7%	概ね順調 (88%)
4-2-3 自動車排出ガス対策の充実 【指標】電気自動車補助件数(累計)	5 件	718件	500 件	順調 (100%以上)
4-2-4 生活排水対策の充実 【指標】生活排水処理人口普及率(累計)	98.7%	99.5%	100%	概ね順調 (99%)

【生活環境分野の課題】

大気・水質・騒音に係る環境調査・監視のほか、法令に基づく工場や事業場への立入検査や指導の実施などにより、評価は「順調」「概ね順調」となりました。

引き続き、立入検査や指導などを通じて、法令遵守に対する事業者の理解促進を図るなど、市民の良好な生活環境の確保が求められます。

【分野5 人づくり】

基本施策 施策指標	R1 末時点 (基準年)	R7末時点 (見込値)	R7 目標値 (目標値)	R7評価 (達成率)
5-1-1 市民総ぐるみによるもったいない運動 の推進 【指標】もったいない運動の認知度	48.9%	68.1%	60%	順調 (100%以上)
5-1-2 もったいない運動を取り入れたイベント の開催 【指標】もったいない運動を取り入れた イベントの割合	100%	100%	100%を 維持	順調 (100%以上)
5-2-1 環境学習の場と機会の提供 【指標】環境学習センター開催講座の 平均満足度	83.2%	82.5%	100%	概ね順調 (83%)
5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材 の育成 【指標】環境出前講座開催数	42回	46回	45回	順調 (100%以上)
5-3-1 各主体における環境配慮行動の推進 【指標】もったいない運動の実践率	32.0%	36.4%	60%	やや遅れ (61%)
5-3-2 多様な活動主体間の連携促進 【指標】環境学習センターの利用件数	887件	869件	890件	概ね順調 (98%)

【人づくり分野の課題】

本市独自の「もったいない運動」の推進や、環境学習センターにおける講座やイベントの実施等により、一部の基本施策を除き、評価は「順調」「概ね順調」となりました。

「もったいない運動の実践率」については、「やや遅れ」となっていることから、環境問題に対する「もったいない」の意識醸成や、実践率の向上を図るなど、自ら学び・自ら行動する人づくりの効果的な推進が求められます。

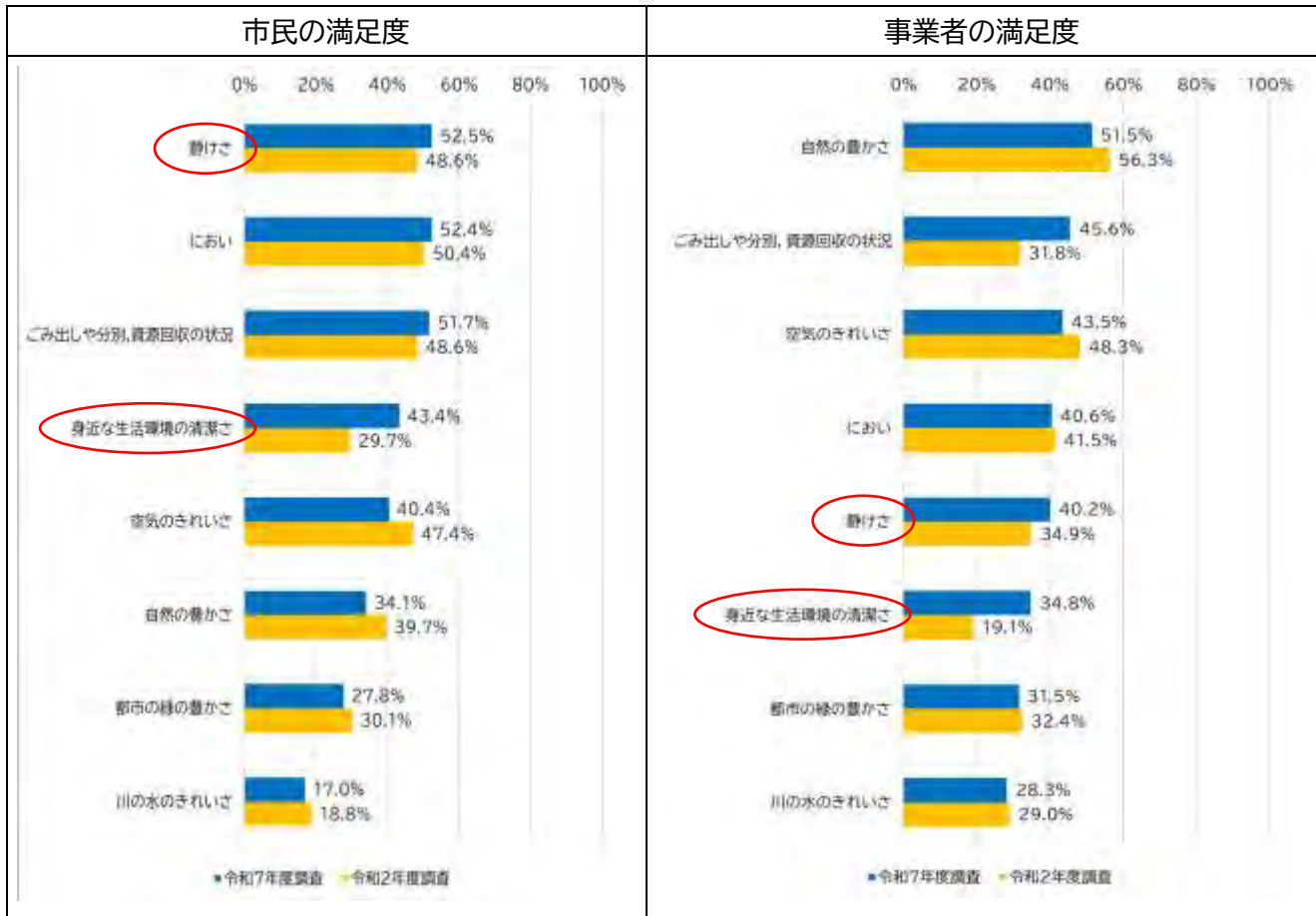
第4節 意識調査結果

本計画の策定にあたり、「身近な環境の満足度」や「日頃の環境に配慮した行動」などについて、市民・事業者に対して意識調査を実施しました。

「身近な環境の満足度」については、前回結果(令和2年度)と比較して、市民・事業者に共通して、「空気のきれいさ」、「自然の豊かさ」、「都市の緑の豊かさ」、「川の水のきれいさ」が低下しています。

一方で、身近な環境の満足度を高めるうえで重視する項目である、「静けさ」や「身近な生活環境の清潔さ」は向上しています。

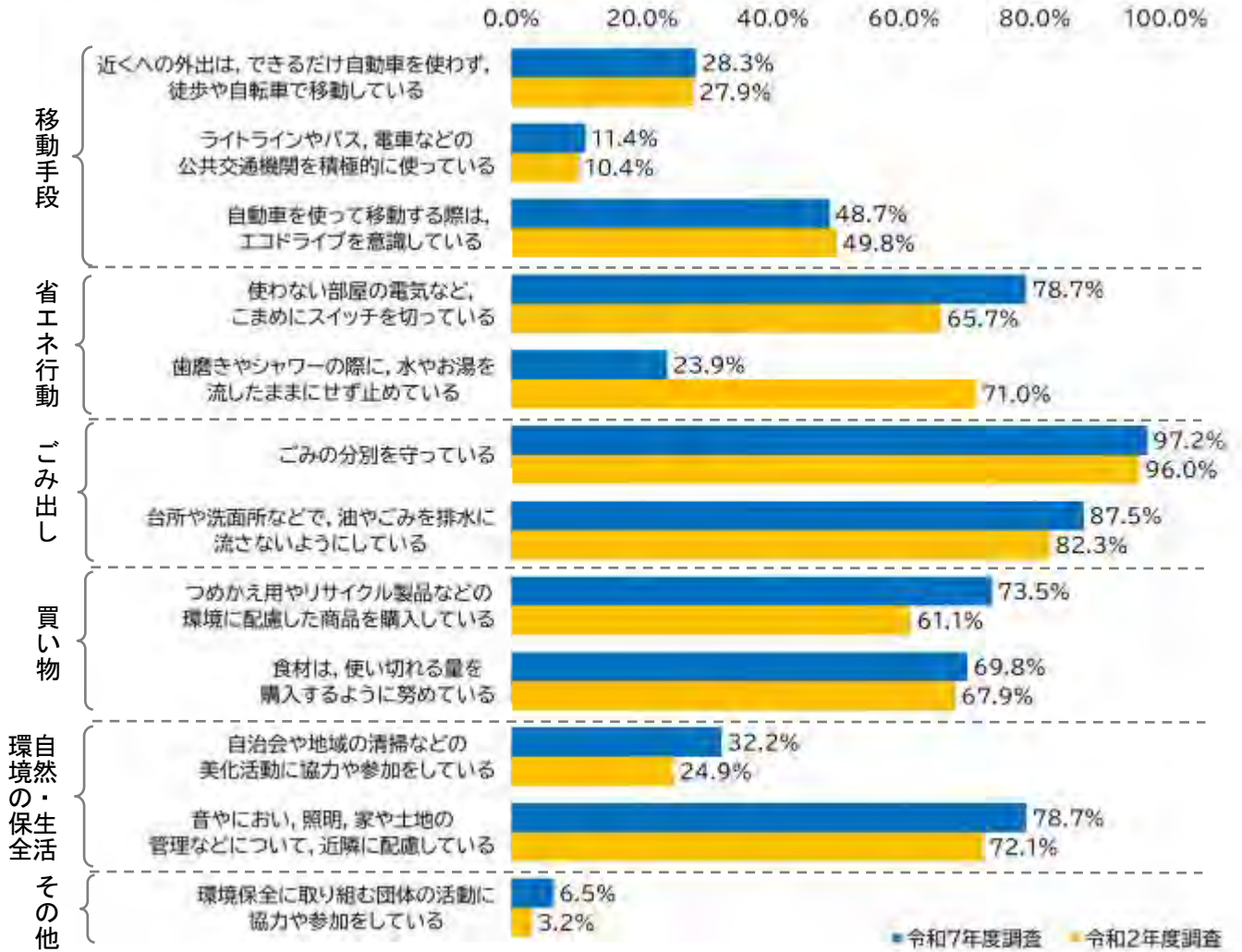
●市民や事業者における環境の満足度



出典：宇都宮市

市民における「日頃の環境に配慮した行動」については、「移動手段」のうち、公共交通機関の利用やエコドライブの実施等について、前回結果からほぼ横ばいとなっているものの、全体的な環境に配慮した行動の実践率は、前回結果と比べ概ね向上しています。

●日頃の環境に配慮した行動(市民)



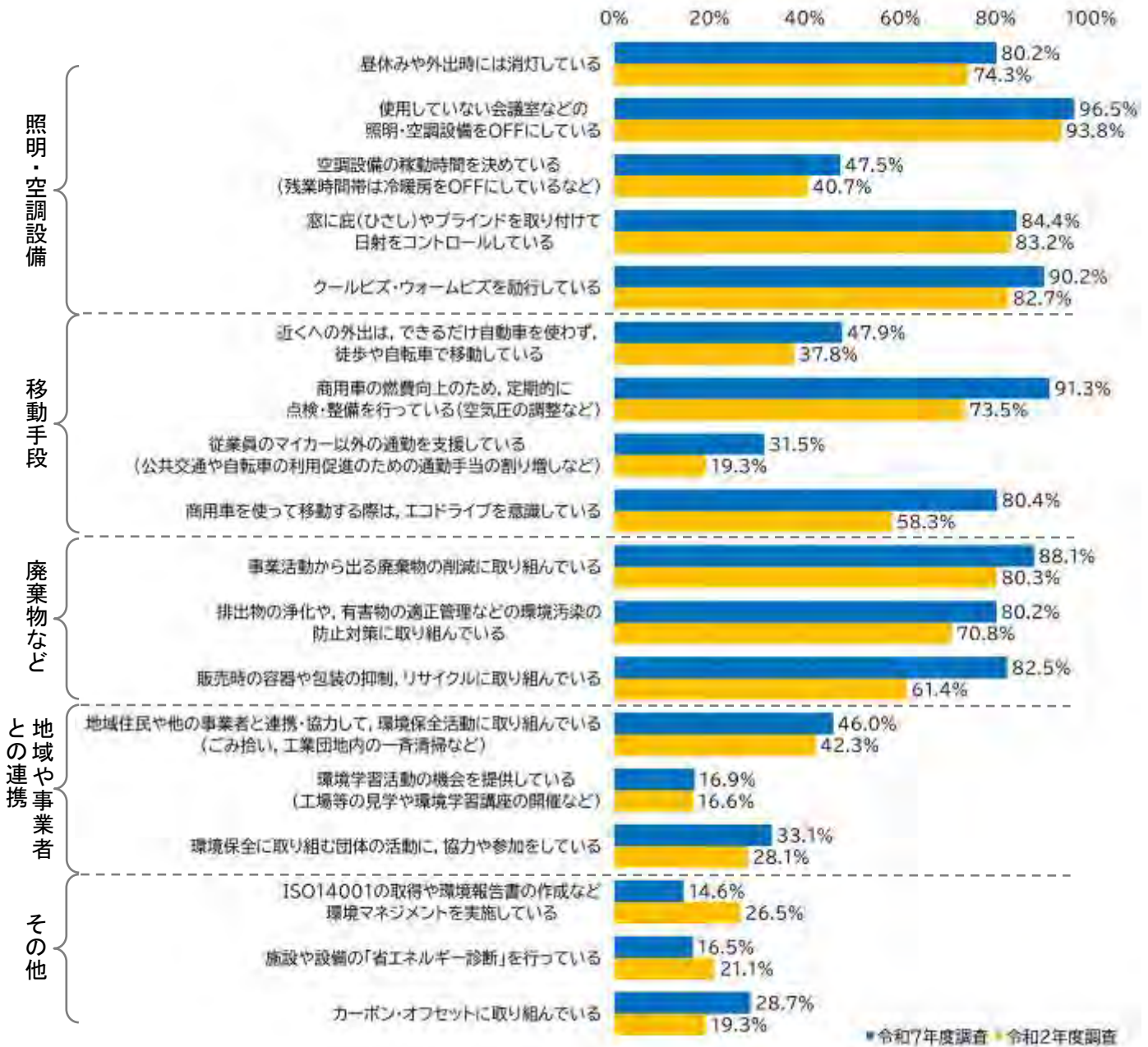
出典：宇都宮市

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

事業者における「日頃の環境に配慮した行動」については、事業所における環境マネジメント[※]の作成や、施設や設備の省エネルギー診断については、前回結果より低下しているものの、総じて前回結果と比べて大幅に向上しています。

特に「移動手段」においては、商用車の点検整備やエコドライブの意識、「廃棄物」においては包装の抑制やリサイクルへの取組など、事業者における意識の高まりが見られ、環境配慮行動が進んでいます。

●日頃の環境に配慮した行動(事業者)



出典:宇都宮市

第1章

第2章

第3章

第4章

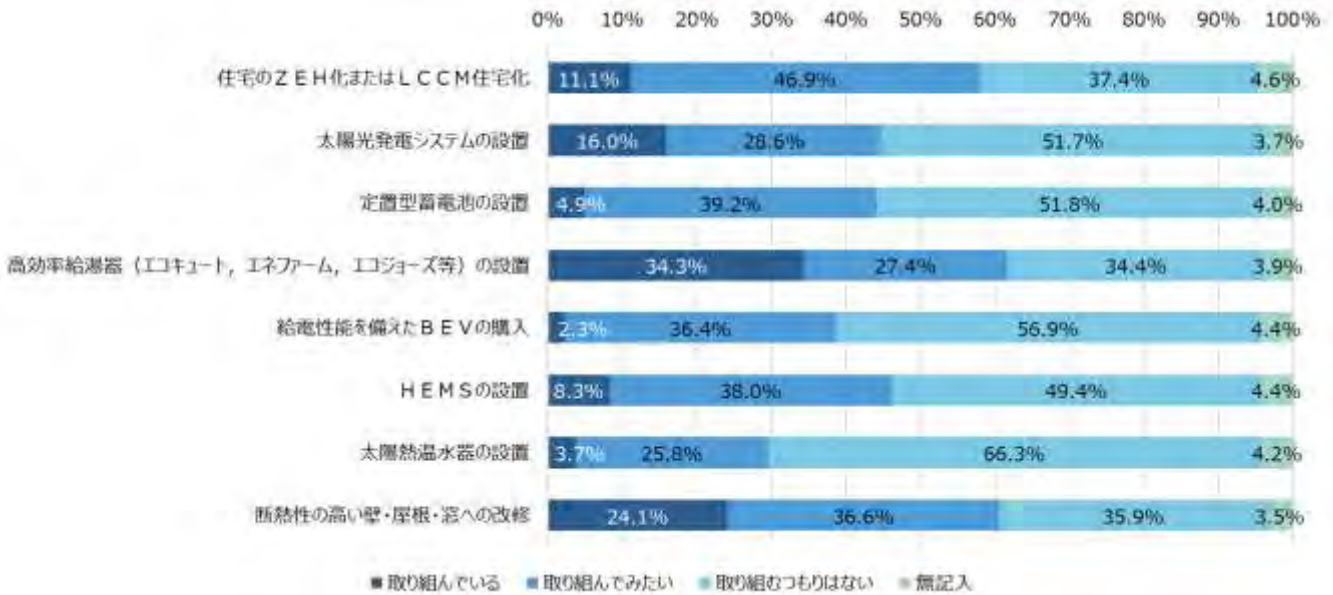
第5章

資料編

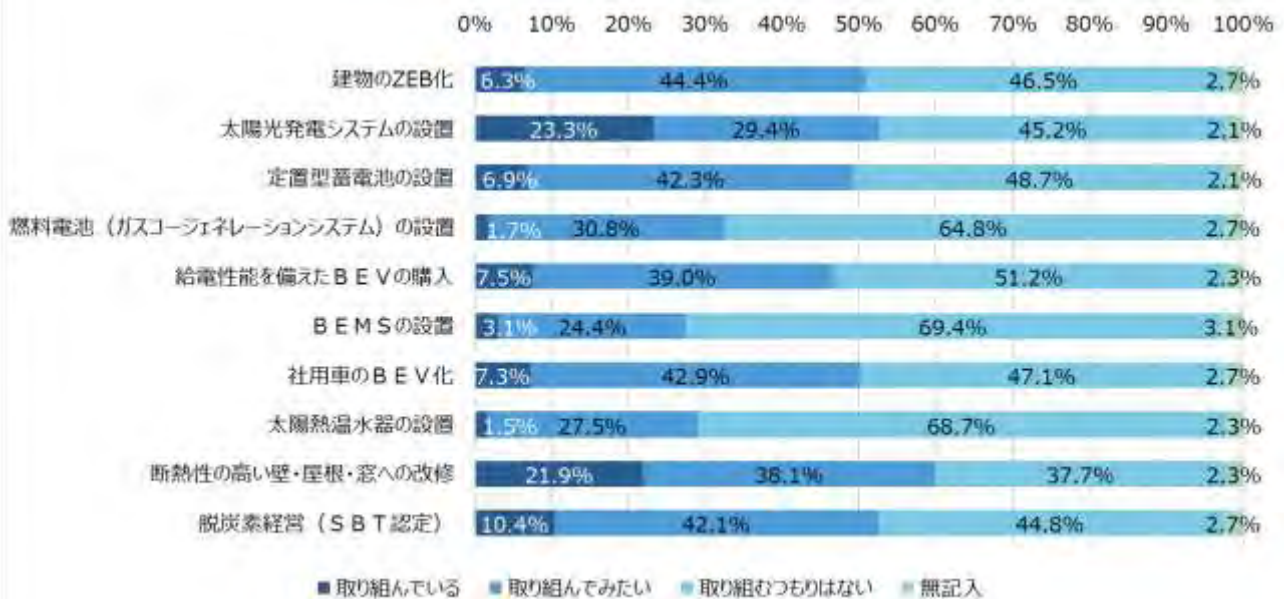
市民における「省エネルギーや創エネルギーなどの取組」については、「取り組んでいる」または「取り組んでみたい」の割合が、「住宅のZEH化またはLCCM化」で約6割、「太陽光発電システムの設置」で約4割となっており、取組意向を示す割合が高くなっています。

事業者においては、「建物のZEB[※]化」、「太陽光発電システムの設置」、「脱炭素経営(SBT認定)」等について、「取り組んでいる」または「取り組んでみたい」の割合が約5割となっています。

●省エネルギーや創エネルギーなどの取組(市民)



●省エネルギーや創エネルギーなどの取組(事業者)



出典:宇都宮市

市民における「今後取り組むべき環境施策」については、熱中症対策や水害対策などの気候変動に関する取組の関心が高く、事業者においては、再生可能エネルギーや省エネ機器等の導入補助の拡大等について、市に対する取組ニーズが高い結果となっています。

●今後取り組むべき環境施策(市民)



●今後取り組むべき環境施策(事業者)



出典:宇都宮市

第5節 課題のまとめ

本市における課題について、国内外の動向や本市の現状、後期計画の評価や意識調査結果などから、以下のとおりまとめました。

- ① 省エネの徹底や、自立分散型再生可能エネルギーの最大限導入、地域新電力と連携した地産地消の推進
- ② 温室効果ガス排出削減の加速化に向けた、新たな環境技術の導入
- ③ 気候変動への適応策の推進
- ④ 運輸部門の排出削減に向けた、公共交通の利用促進と多様なモビリティの脱炭素化
- ⑤ 再使用の促進・ごみの発生抑制に向けた普及啓発及び資源循環利用の推進に向けた分別の徹底
- ⑥ 適正な収集・処分体制及び整備の推進
- ⑦ 生物多様性の保全に向けた認知度の向上及び取組の推進
- ⑧ 森林・河川環境等の適正管理や農地・緑地の保全の推進
- ⑨ 市民が安心・快適に過ごすことのできる生活環境の確保に向けた取組の推進
- ⑩ 自動車排出ガス抑制に向けた、多様なモビリティの脱炭素化
- ⑪ 「もったいない」のこころの醸成に向けたさらなる普及啓発
- ⑫ もったいない運動の実践率向上や SDGs の達成に向けた環境配慮行動の促進

第3章

計画の基本理念と環境未来都市の姿, 推進方針

第1節 計画の基本理念

第2節 目指す環境未来都市の姿

第3節 推進方針

第4節 2050年頃のまちのイメージ

第1節 計画の基本理念

基本理念は、平成13年に施行した「宇都宮市環境基本条例」で掲げる、21世紀半ばを展望した本市の目指すべき「環境都市」を実現するための理念です。

平成15年に策定した「第1次宇都宮市環境基本計画」から引き継がれている、「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」を本計画においても継承します。

みんなで築き 未来へつなげよう

環境都市 うつのみや

「環境都市」とは、次の目標を達成した、環境にやさしいまちをいいます。

また、環境都市の実現に当たっては、地球温暖化や生物多様性の保全など、地球全体の環境の保全に貢献することを基本としています。

- ① 社会経済活動などによる環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会への転換を図る。
- ③ 自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成する。

【基本理念のポイント】

「みんなで築き」

市民、事業者、行政による役割分担と相互協力で「環境都市」を築き上げることを意味しています。



「未来へつなげよう」

将来にわたって持続可能な都市を目指すことを意味しています。

第2節 目指す環境未来都市の姿

後期計画では、21世紀半ばを展望した本市が目指すべき「環境都市」を実現するため、脱炭素、資源循環、自然共生の推進にSDGsの理念を反映した「環境未来都市」の姿を設定し、施策・事業を推進してきました。

このような中、国の「第六次環境基本計画」において、『現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」』を最上位の目的に掲げており、良好な環境が人々の心身の健康、安心感、生活の質(QOL)、つまりウェルビーイング(幸福感)の向上につながるという位置づけを明確にしました。

本計画においても、環境未来都市の姿を更に発展的なものにするため、ウェルビーイング等の考えを追加した「環境未来都市」を新たに設定します。そして「もったいない」のこころやネットワーク型コンパクトシティなどの本市独自の特徴を踏まえ、施策・事業を推進していきます。

【環境未来都市の姿】

みんなの「もったいない」のこころで 循環共生型社会を構築し、
ウェルビーイングが実感できる 持続可能なまち

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
- ② 「もったいない」のこころでひと・もの・まちを大切にする自然と共生した、循環型社会
- ③ 環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち

ウェルビーイング

【循環共生型社会】

【環境都市】

- ・ 環境への負荷の低減（脱炭素）
- ・ 資源を循環できる社会への転換（資源循環）
- ・ 人と自然の共生（自然共生）

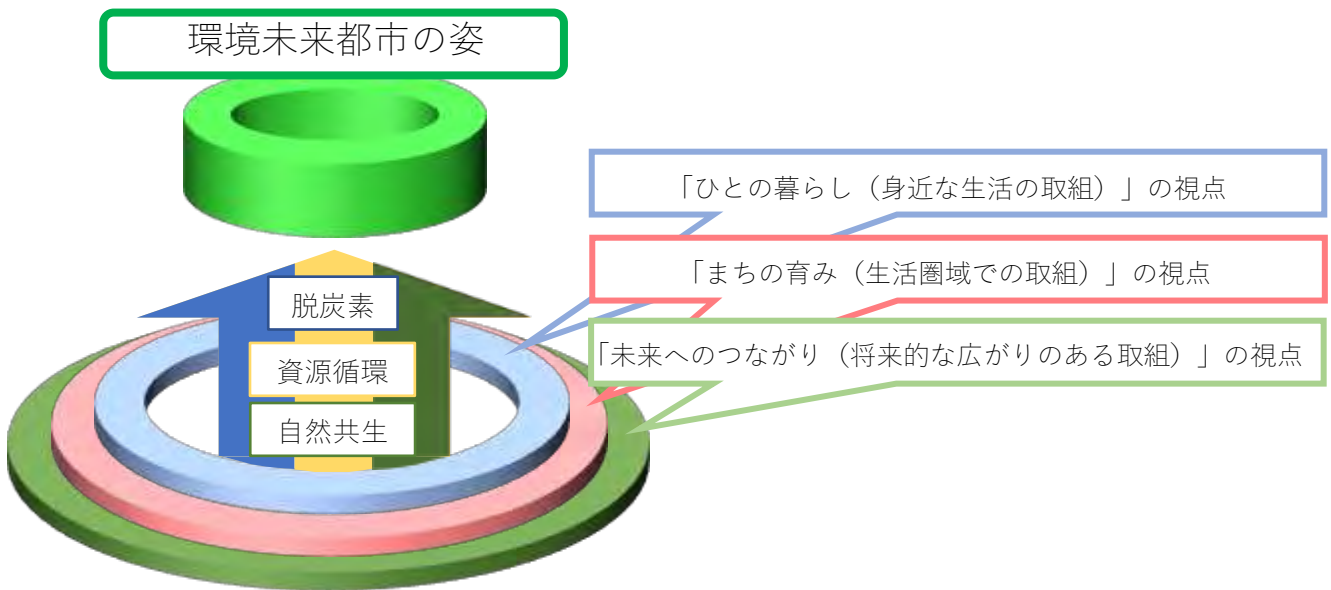
+

SDGs

第3節 推進方針

脱炭素・資源循環・自然共生の課題の同時解決を図り、環境未来都市の実現に向けた施策・事業を効果的に推進するため、身近な生活の取組として「ひとの暮らし」、生活圏域での取組として「まちの育み」、将来的な広がりのある取組として「未来へのつながり」の分野横断的な3つの視点から、推進方針を設定します。

また、それぞれの推進方針に代表的な指標を設け、計画を着実に推進していきます。



ひとの暮らし

「もったいない」のところでひと・もの・まちを大切にする環境教育・環境学習の推進のほか、もったいない運動やデコ活[※]等による脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮行動の実践促進を図ります。



目標指標	基準値(R6)	目標値(R12)
環境配慮行動(もったいない運動)の実践率	27.7%	60%

まちの育み

都市機能の誘導による拠点形成の推進やライトライン・バス等の公共交通の利用促進による NCCの形成のほか, 脱炭素先行地域[※]の創出と市域全体への取組の波及や緑豊かな生活環境づくりなど, 環境にやさしいまちづくりを推進します。



目標指標	基準値(R5)	目標値(R12)
市内の温室効果ガス排出量削減率(2013 年度比)	19.0%	50%

未来へのつながり

国が示す「脱炭素・循環経済・自然再興」を見据え, 多様な主体と連携しながら, 再生可能エネルギーの自給率向上と地産地消の推進や, 3R[※]の実践拡大による資源循環の促進, 生物多様性を活かしたまちづくりなど, 次世代にもつながる環境にやさしい仕組みや取組を広げます。



目標指標	基準値(R6)	目標値(R12)
再生可能エネルギー電力自給率	15.7% (R5)	37%
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物以外)	524g/人・日	485g/人・日
うつのみや生きものつながり活性化事業の活動参加者数	146 人	300 人

第4節 2050年頃のまちのイメージ

2050年頃のまちのイメージ

環境施策の取組により、目指す「環境未来都市の姿」が実現した、市民がウェルビーイングを実感し幸せに暮らすまちのイメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



～コラム～ 脱炭素先行地域

○脱炭素先行地域とはどんなもの？

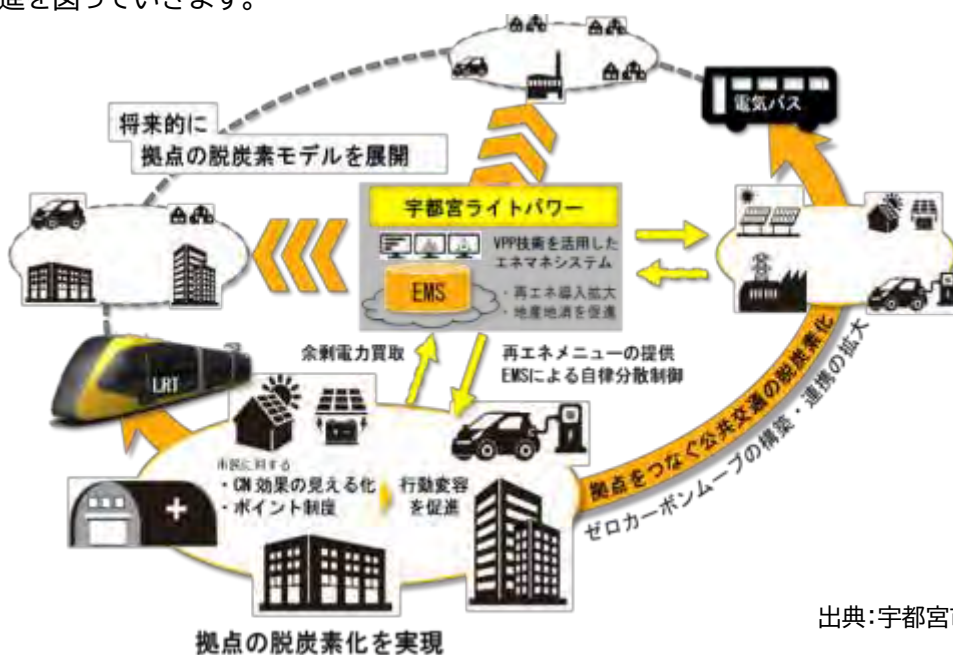
脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、国が目指す2030年度目標と整合する削減を、地域特性に応じて実現する地域であり、少なくとも100の地域を選定することとしています。

本市は芳賀町、宇都宮ライトパワー株式会社、NTTアノードエナジー株式会社、東京ガス株式会社栃木支社、東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社、関東自動車株式会社と共同提案を行い、令和4年に、他の19自治体とともに、第2回脱炭素先行地域に選定されました。



○宇都宮市ではどんなことをしているの？

ライトラインの沿線に太陽光発電・蓄電池等を最大限導入することで、自家消費を推進するとともに、地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」による再エネの一括調達と大規模蓄電池を活用した高度なエネルギーマネジメント*を実施するほか、ライトラインへの再エネ電力100%供給の実現、EVバスを調整電源としても活用し、再エネ導入量の拡大と地産地消の促進を図っていきます。



出典:宇都宮市

第4章

分野別の基本施策

第1節 施策体系

第2節 基本施策

分野1 カーボンニュートラル(脱炭素)に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応

分野2 サーキュラーエコノミー(循環経済)を支える資源循環の推進

分野3 ネイチャーポジティブ(自然再興)に資する生物多様性の保全

分野4 安心して快適な生活環境の確保

分野5 自ら学び行動する人づくり

第1節 施策体系

次の5つの分野において施策の体系を定めました。

1 カーボンニュートラル(脱炭素)に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応

① 脱炭素化の推進

- (1)家庭における脱炭素化の促進
- (2)事業所における脱炭素化の促進
- (3)市役所における脱炭素化の推進

② 自立分散型エネルギーの普及促進

- (1)創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進
- (2)地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用

③ 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1)環境負荷の少ない都市整備
- (2)エコで便利な交通体系の構築
- (3)気候変動への適応策の推進

2 サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を支える資源循環の推進

① 発生抑制・再使用の促進

- (1)意識醸成・行動変容の促進
- (2)発生抑制・再使用の促進

② 資源循環利用の推進

- (1)分別徹底の促進
- (2)再資源化の推進

③ 適正な処理の推進

- (1)適正な収集・処理処分体制の推進
- (2)不法投棄の未然防止・拡大防止

3 ネイチャーポジティブ(自然再興)に資する生物多様性の保全

① 生物多様性の保全

- (1)生物多様性保全に関する意識の醸成
- (2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進
- (3)生物多様性の活用と継承

② 自然と共生したまちづくりの推進

- (1)農地等の多面的機能の維持向上
- (2)都市の緑の保全と創出
- (3)水資源の確保
- (4)河川環境の保全と創出
- (5)良好な景観の保全と創出

4 安心して快適な生活環境の確保

① 環境調査, 監視等の充実

- (1) 大気汚染状況の監視
- (2) 水質汚濁状況の監視
- (3) 騒音振動の調査
- (4) 化学物質の調査

② 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場の監視・指導
- (2) 事業者等への意識啓発
- (3) 自動車排出ガス対策の充実
- (4) 生活排水対策の充実

5 自ら学び行動する人づくり

① 「もったいない」のこころの醸成

- (1) 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進
- (2) 環境学習の場と機会の提供

② 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

- (1) 各主体による環境配慮行動の推進
- (2) 多様な活動主体間の連携促進

第2節 基本施策

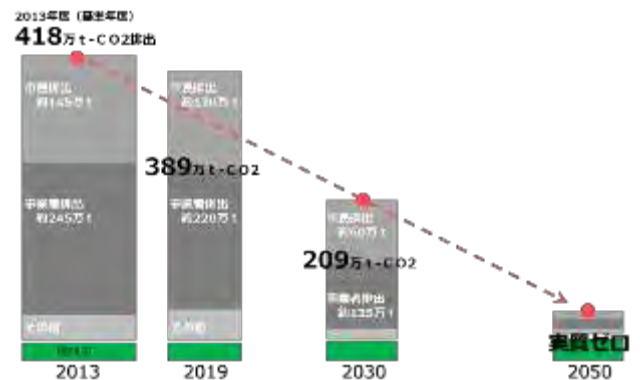
1

カーボンニュートラル(脱炭素)に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応



分野の特徴

2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、2030年度の温室効果ガス排出50%削減に向け、市民・事業者・行政における脱炭素化を促進するほか、拠点形成や公共交通の脱炭素化を図るなど、環境負荷の少ない都市整備を推進します。



施策体系

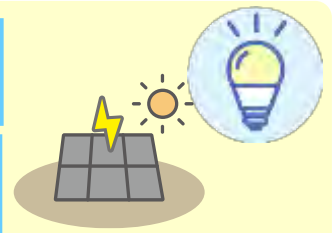
1-1 脱炭素化の推進

- (1) 家庭における脱炭素化の促進
- (2) 事業所における脱炭素化の促進
- (3) 市役所における脱炭素化の推進



1-2 自立分散型エネルギーの普及促進

- (1) 創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進
- (2) 地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用



1-3 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1) 環境負荷の少ない都市整備
- (2) エコで便利な交通体系の構築
- (3) 気候変動への適応策の推進



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

1-1 脱炭素化の推進

(1) 家庭における脱炭素化の促進

脱炭素化を促進する普及啓発を図るとともに、創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施や PPA サービス等の普及促進を図ります。

【施策指標】

市民 1 人当たりの
温室効果ガス排出量(年)

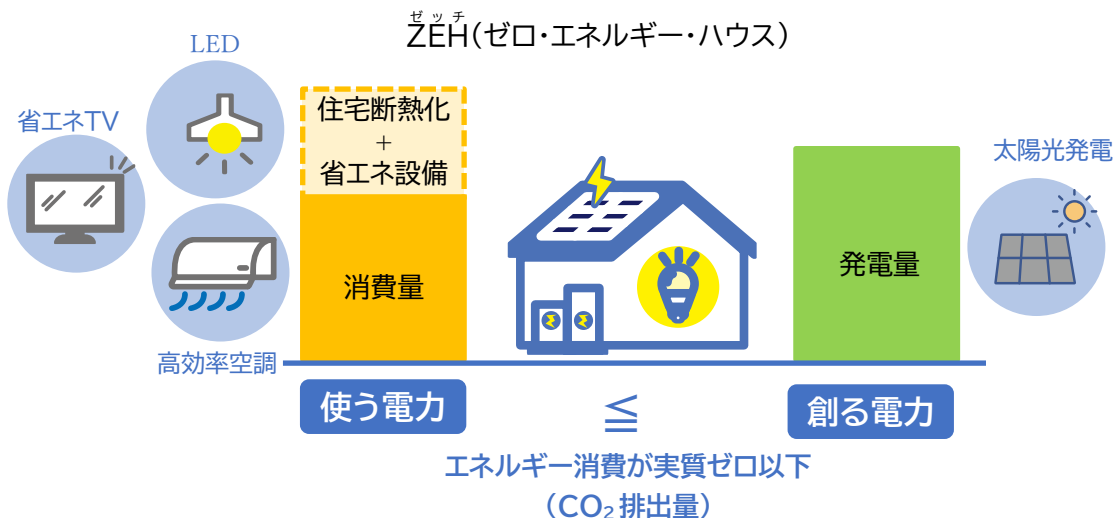
2.75 t-CO₂
(R5)

1.68 t-CO₂
(R12)



- ① 脱炭素化を促進する普及啓発の推進
 - ・ 民間企業等と連携した普及啓発の実施
 - ・ 市の広報媒体を活用した情報発信
- ② 脱炭素化住宅の普及促進
 - ・ 家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【重点】
 - ・ ZEH の導入促進
 - ・ PPAサービス等の普及促進【新規】【重点】
 - ・ 省エネ促進等住宅改修支援事業の実施

PPA(Power Purchase Agreement)とは、電力販売契約という意味で、自宅や市有施設等に事業者(第三者)が太陽光発電設備を設置し、需要家は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を直接使用するものです。

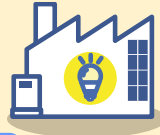


(2) 事業所における脱炭素化の促進

脱炭素化に資する好事例を事業者間で共有することにより、環境配慮行動の普及展開を図るとともに、省エネ等に資する設備投資等を支援することで、事業所の脱炭素化を促進します。

【施策指標】

事業者の温室効果ガス排出量(年)



198.3万 t-CO₂
(R5)



128.6万 t-CO₂
(R12)

- ① 人づくり支援と情報の充実
 - ・ 脱炭素化好事例の普及展開
 - ・ (再掲)市の広報媒体を活用した情報発信
- ② 事業所における実践行動の促進
 - ・ 中小企業におけるエネルギー対策の促進支援【新規】
 - ・ 中小企業における脱炭素化の促進支援【新規】
 - ・ 融資制度等による環境保全対策の支援
 - ・ グリーン農業*技術の普及促進【新規】

・照明をLED化するなど、省エネ性能の高い設備を導入しましょう。
 ・太陽光発電設備を設置して、エネルギーを創り、使いましょう。電気は「買うもの」から「創るもの」へ。



(3) 市役所における脱炭素化の推進

「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」に基づき、市役所自らが省エネ型設備や太陽光発電などの導入、環境配慮行動に率先して取り組むとともに、その効果等を公表することで、市域における脱炭素化を拡大させます。

【施策指標】

市有施設における温室効果ガス排出量(年)

71,703t-CO₂
(R6)



28,000t-CO₂
(R12)



- ① 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進
 - ・ 全市有施設へのLED照明の導入【新規】
 - ・ 施設の新築・改修に合わせたZEB化【新規】
 - ・ 太陽光発電設備の最大限導入【新規】【重点】
 - ・ 地域新電力からの再エネ電力等調達【重点】
 - ・ 市役所におけるエコオフィス活動の推進



ZEBとは

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

～コラム～ これからの住宅のはなし(ZEH・LCCM住宅)

○これからの住宅はどんなものになるの？

電気やガスなど、運用時におけるエネルギー収支をゼロにするZEHが注目されています。ZEH化を図ることで、CO₂排出量の削減だけでなく、ヒートショックなどの健康被害を防ぐ効果が期待できます。

また、運用時(住んでいるとき)だけでなく、建築時(住む前)と廃棄時(住んだ後)を含めたライフサイクル全体でCO₂排出量の収支をマイナスにするLCCM住宅の考え方も注目されています。



出典:「ご注文は省エネ住宅ですか？」(国土交通省)

～コラム～ 宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画

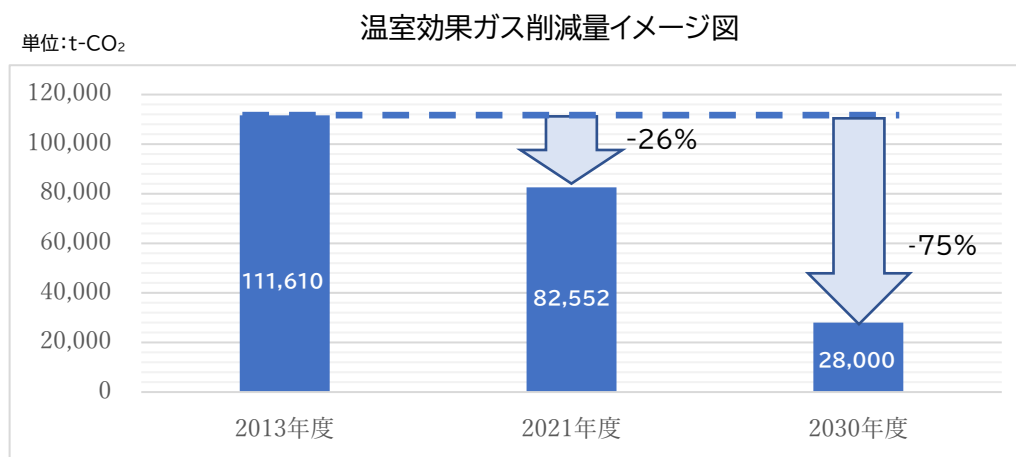
○宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画とはどんなもの？

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出量を削減するために策定する「地方公共団体実行計画」です。

2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間を計画期間とし、温室効果ガスの排出量削減のための取組や目標を定めています。

○どのくらい温室効果ガスを削減するの？

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、更なる取組の推進が必要となることから、令和4年度に策定した「市ロードマップ」と整合を図り、本計画の期間である2030年度に目指すべき温室効果ガス排出量を2013年度比75%削減、28,000t-CO₂以下まで削減とすることとしています。



出典:「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」(宇都宮市)をもとに作成

1-2 自立分散型エネルギーの普及促進

(1) 創エネルギー・蓄エネルギーの普及

家庭や市有施設などにおける太陽光発電システムや蓄電池、コージェネレーションシステム[※]等の自立分散型エネルギーの更なる普及を図ります。

【施策指標】

太陽光発電
設備導入世帯数(累計)



23,705 世帯
(R6)

62,264 世帯
(R12)

災害時に役立つ蓄電池とは⁴

蓄電池は、太陽光パネルで発電した電気を貯めておくことができる設備です。

停電時には、蓄電池に貯めた電気を家庭で使用することができるため、災害時の備えとしてレジリエンスの向上に繋がります。

① 創エネ・蓄エネの普及促進

- ・ (再掲)家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【重点】
- ・ 事業所における創エネ・蓄エネの普及促進【重点】

② 創エネ・蓄エネを活用した市有施設の脱炭素化の推進

- ・ (再掲)太陽光発電設備の最大限導入【新規】【重点】

(2) 地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用

地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進のほか、水素サプライチェーン[※]など持続可能な社会の実現に向けたエネルギーの利用のあり方やその方策について調査研究します。

【施策指標】

地域新電力による
温室効果ガス削減量(R3からの累計)



13,901t-CO₂
(R6)

48,256t-CO₂
(R12)

① 地域エネルギーの活用によるまちの活性化

- ・ 地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【重点】
- ・ 大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを生かした活性化策の実施
- ・ 本市のポテンシャルを生かした様々な再生可能エネルギーの活用検討【新規】

② 脱炭素化に向けた新たなエネルギーや先進技術の活用

- ・ 燃料電池自動車の導入促進
- ・ 再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討
- ・ ペロブスカイト太陽電池[※]の活用検討【新規】

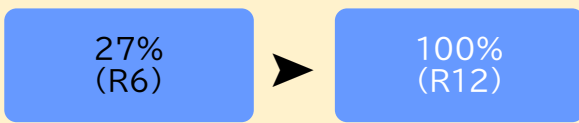
1-3 環境にやさしいまちづくりの推進

(1) 環境負荷の少ない都市整備

ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、都市機能の誘導・集約を進めながら、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

【施策指標】

脱炭素先行地域計画の進捗率(%)
(民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質
ゼロの達成率)



- ① 地域・街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進
 - ・ 市域におけるエネルギーマネジメントの検討【新規】
 - ・ JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進【新規】【重点】
 - ・ 新産業団地・データセンターにおける進出企業の再生可能エネルギー活用促進【新規】
 - ・ コージェネレーションシステム等を活用したエネルギーの効率的利用の促進
 - ・ 地域新電力によるAI・IoTを活用した電力調達やエネルギー融通の推進
- ② ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携
 - ・ 脱炭素先行地域計画に基づくライトライン沿線におけるモデル地区の創出【新規】【重点】
 - ・ 都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進
 - ・ 「都心部まちづくりプラン」の推進【新規】

～コラム～ 先進技術の動向(水素・ペロブスカイト・CCUS)

○水素エネルギーとはどんなもの？

水素は、多様な資源から製造できるため、国内での製造や、海外からの資源の調達先の多様化を通じ、国のエネルギー供給・調達リスクの低減に資するエネルギーです。また、水素は、再生可能エネルギーによる水の電気分解や、化石燃料と二酸化炭素の貯留・再利用技術を組み合わせることで、カーボンフリーなエネルギーとして活用可能です。

○ペロブスカイト太陽電池とはどんなもの？

これまで日本では急ピッチで太陽光発電設備の導入を進める中、近年、導入場所の確保が課題となっています。

この課題を解決する技術として、ペロブスカイト太陽電池が注目されています。ペロブスカイト太陽電池は従来型に比べて、軽く柔らかい性質を持つことから、これまで導入が困難とされてきた場所への設置が期待されています。

日本はペロブスカイト太陽電池の主な原料となるヨウ素のシェア率が高いことや、技術開発競争においても他国と比較して優位に立っており、今後の技術開発に期待できます。

○CCUS とはどんなもの？

CCUS とは、「CCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素の回収・貯留)」と「CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization:二酸化炭素の回収・利用)」の2つの言葉を合わせたものです。

CCS は、火力発電所や製鉄所、製油所などの工場から排出される、大量の二酸化炭素を回収し、地中に貯留する技術です。

CCU は、大気・排気ガスなどから回収した二酸化炭素を、燃料やプラスチックなどに変換して利用したり(カーボンリサイクル)、二酸化炭素のまま直接利用するなど、様々な方法で資源として有効利用する技術です。

(2)エコで便利な交通体系の構築

自動車から自転車や公共交通などへの利用転換のほか、電気自動車等の普及を促進することで、環境負荷の低減を図ります。



【施策指標】

公共交通夜間人口カバー率(年)

93.5%
(R6)



100%
(R12)

- ① ライトラインの整備や公共交通網の再構築
 - ・ 交通系 IC カード等を活用した公共交通の利便性向上策の実施【重点】
 - ・ ライトラインの充実・駅西側整備【新規】【重点】
 - ・ 鉄道やライトラインと連携した公共交通ネットワークの構築
- ② 自転車を利用しやすいまちづくりの推進
 - ・ 自転車を利用しやすい空間の確保
 - ・ 自転車通勤の促進
- ③ 脱炭素型モビリティの導入促進
 - ・ EV の導入促進
 - ・ EV 充電インフラの充実【新規】
 - ・ 電気自動車等のカーシェアリング※の導入検討
 - ・ バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入促進【新規】【重点】
 - ・ 公用車の電動化【新規】
 - ・ シェアサイクル等の充実【新規】

ゼロエミッション車とは⁴

走行時に二酸化炭素などの有害な排出ガスを一切出さない自動車のことで、主に電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV※)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)などが該当します。

ライトライン(LRT)とは⁴

各種交通との連携や低床式車両(LRV)の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システムのことです。



(3) 気候変動への適応策の推進

本市における気候変動による影響について分かりやすく情報提供するとともに、重大な気候変動影響に対する適応策を推進します。

【施策指標】

「適応」に関する内容を含む
環境出前講座等の回数(年)



45回
(R6)



50回
(R12)

本市において懸念される気候変動の影響

- ・大型台風や局地的豪雨などによる浸水被害や農作物被害の発生
- ・猛暑日の増加などによる熱中症患者搬送数の増加, 農作物の生育不良や病害虫の発生など

- ① 気候変動に関する普及啓発
 - ・ 気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信
- ② 気候変動への適応策の推進
 - ・ 局地的な集中豪雨等への対応
 - ・ 熱中症対策の推進
 - ・ 農業における気候変動による影響への対応



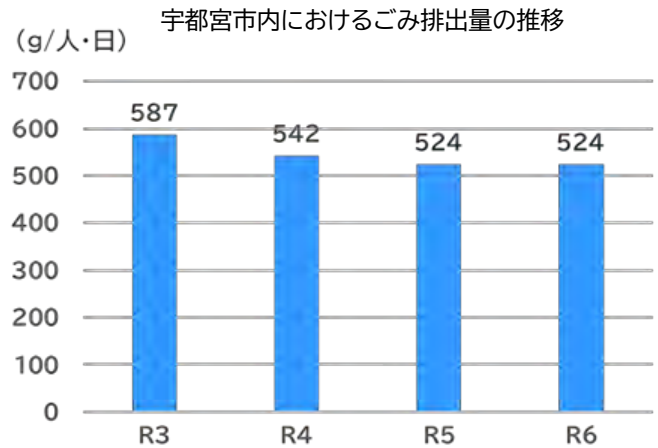
2

サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を支える資源循環の推進



分野の特徴

サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組として、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等を目指し、リサイクルをはじめとした3Rに取り組むなど、市民・事業者の更なる意識の醸成や行動変容の促進を図ります。



施策体系

2-1 発生抑制・再使用の促進

- (1)意識醸成・行動変容の促進
- (2)発生抑制・再使用の促進



2-2 資源循環利用の推進

- (1)分別徹底の促進
- (2)再資源化の推進



2-3 適正な処理の推進

- (1)適正な収集・処理処分体制の推進
- (2)不法投棄の未然防止・拡大防止



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2-1 発生抑制・再使用の促進

(1) 意識醸成・行動変容の促進

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の更なる普及啓発に向け、地域におけるごみ問題のリーダー役を担う「リサイクル推進員」や3Rに積極的に取り組む「エコショップ」などと連携しながら、広く市民・事業者への意識醸成・行動変容を促進します。

【施策指標】

分別講習会と出前講座の
開催回数(年)



57回
(R6)



75回
(R12)

リサイクル推進員とは

本市では、ごみの減量・資源化を推進するため、地域で組織的に活動する「リサイクル推進員」を単位自治会ごとに委嘱し、地域のごみ問題に関するリーダー役を担っていただいています。リサイクル推進員は、地域に密着したごみの減量・資源化の取組や、地域のごみ問題の解決に向けた活動などを行っています。

① 意識醸成・行動変容の促進

- ・ 脱炭素・3R 普及啓発の推進【重点】
- ・ リサイクル推進員活動支援の推進
- ・ エコショップ等の普及促進

脱炭素を見据えた「3R+Renewable」行動に取り組みましょう

3R

Reduce
リデュース

まずは、ごみになるものを減らす

ごみとして捨てられるものの中には、まだ食べられるものや使えるものがあります。これらのものをごみにしない工夫をしてみましょう。

Reuse
リユース

つぎに、使えるものは繰り返し使う

使わなくなったものは、欲しい人に譲ったり、使い道を変えて再利用したりしましょう。詰め替え容器を積極的に使用することも効果的です。

Recycle
リサイクル

最後に、資源になるものは再生する

ごみになるものを減らし、再使用し、それでも不要になったものの中には「資源物」があります。日々の分別を心がけ、限りある資源の再生利用にご協力ください。

Renewable
リニューアブル

環境にやさしい製品に切り替える

限りある資源・エネルギーの消費を抑えるため、植物からつくられる「バイオマスプラスチック」などの再生可能な製品に積極的に切り替えましょう。

(2)発生抑制・再使用の促進

市民や事業者などの各主体に応じた働きかけを行い、食品ロス削減の取組を始めとした焼却ごみの発生抑制(リデュース)や、まだ使えそうな粗大ごみを含む不要品の再使用(リユース)の促進に取り組みます。

【施策指標】

市が実施した
フードドライブの参加者数(年)



855人
(R6)



1,350人
(R12)

フードドライブとは

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動です。

市役所本庁舎でも随時受付を行っており、集めた未利用食品は本市の「子どもの居場所づくり事業」に活用した上で、市内のフードバンク団体にも提供しています。

- ① 発生抑制の促進
 - ・ 食品ロス発生抑制の推進【重点】
 - ・ 家庭系生ごみ削減の推進
 - ・ プラスチックごみの発生抑制の推進
- ② 再使用の促進
 - ・ 不要品のリユースの利用促進
 - ・ 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

食品ロスの削減に向けた私たちの役割と行動

食品ロス(まだ食べられるのに捨てられてしまう食品)は、生産から消費までのあらゆる段階で発生しますので、消費者や事業者がそれぞれの役割と行動を理解し、できることから着実に取り組むことが大切です。

消費者として

- 地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有します。
- 日々の暮らしの中で食品ロス削減につながる取組を実践します。

事業者として

- 社会的な責任として食品ロス問題の重要性を理解します。
- サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握します。
- 事業活動において食品ロス削減につながる取組や食品リサイクルを実践します。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

2-2 資源循環利用の推進

(1) 分別徹底の促進

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や冊子「資源物とごみの分け方・出し方」、市イベント、分別講習会などの様々な媒体や機会を活用した周知啓発を行い、市民や事業者における更なる分別の協力や分別精度の向上を図ります。

【施策指標】

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数(累計)

64,189
ダウンロード
(R6)

100,000
ダウンロード
(R12)



「さんあ〜る」とは

ごみの分け方や出し方、収集曜日などをいつでもどこでも簡単に検索できる、スマートフォンで使える便利なアプリです。

① 分別徹底の促進

- ・ 分別強化の推進【重点】
- ・ プラスチック製品の分別の推進【新規】【重点】

(2) 再資源化の推進

市民や事業者の主体的な取組の普及拡大を図り、プラスチック製容器包装や剪定枝などの資源化の促進に取り組みます。

【施策指標】

剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量(年)

4,234t
(R6)

5,200t
(R12)



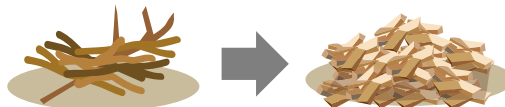
焼却ごみの中には、依然としてプラスチック製容器包装などの資源物や拠点回収を推進している剪定枝(庭木などの手入れを行った際に出た枝や幹)が含まれています。

更なるごみの減量・資源化を図るため、資源とごみの分別の徹底が必要です。

① 再資源化の推進

- ・ 資源物の分別徹底等による資源化の推進
- ・ 食品廃棄物の資源化の推進
- ・ 資源物集団回収の推進

本市で剪定枝を資源としてチップ化し、配布を希望する市民の皆様にお配りしています。



2-3 適正な処理の推進

(1) 適正な収集・処理処分体制の推進

ごみの適正処理を着実に推進するとともに、災害により発生した廃棄物についても適切に処理します。

【施策指標】

行政収集及び工場搬入予定日数に対して、
安定的かつ適正に行政収集及び受入を行っ
た日数の割合(年)

100%
(R6)

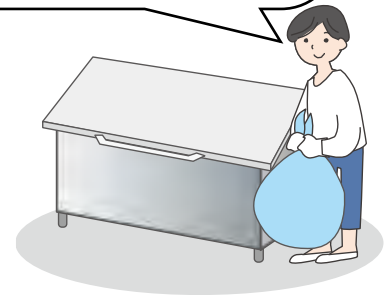


100%を維持
(R12)

- ① 適正な収集・処理処分体制の推進
 - ・ ゴミステーションの維持管理支援の推進
 - ・ 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進
 - ・ 適正な中間処理施設・最終処分場*の維持管理の推進
 - ・ 災害廃棄物の適正処理の推進
- ② 適正な排出指導・監視の推進
 - ・ 事業系ごみの適正処理の推進【重点】



ゴミステーションは自治会や
集合住宅管理者等によって維持
管理されているため、市は管理
者と連携を図りながら、適切な
維持管理が行われるよう支援し
ます。



(2) 不法投棄の未然防止・拡大防止

不法投棄の抑制に向けて市民・事業者・行政が連携し、不法投棄の早期発見・早期対応を推進し、拡大の防止を図ります。

【成果指標】

不法投棄事案の解決率(年)

98.8%
(R6)



99%
(R12)



- ① 適正処理の推進
 - ・ 様々な手法による市民等への適正処理に向けた意識啓発
 - ・ きれいなまちづくりの推進
 - ・ 廃棄物排出事業者に対する指導
- ② 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄監視カメラの設置・監視
 - ・ 地域住民等による監視活動、清掃活動への支援
- ③ 不法投棄の拡大防止
 - ・ 不法投棄の速やかな回収・処分
 - ・ 不適正保管やゴミ屋敷等の行為者及び土地管理者への指導

【土地の適正管理】

自分が管理する土地・建物等については、日頃から定期的に清掃するなど、不法投棄をされないよう適正な管理に努めましょ
う。

なお、地域団体などで清掃活動を行う場合、市は必要な物品等を支援しています。



～コラム～ サーキュラーエコノミー(循環経済)とは？

○サーキュラーエコノミーとはどんなもの？

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動によって、気候変動や生物多様性の損失といった様々な環境問題が引き起こされています。持続可能な社会に向け、従来のリニアエコノミー(線形経済)から、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を目指すことが重要です。

サーキュラーエコノミーとは、原材料からリサイクルまでの各フローにおける取組の実施によって資源投入量や消費量を削減するだけでなく、静脈産業の構築などといった新たなビジネスを生み出す経済活動を指します。



出典:「エネこれ“成長志向の資源循環経済システム「サーキュラーエコノミー」(前編) どんない課題を解決するの?」(経産省)

○どんな取組が必要とされているの？

各フローにおいて、資源循環につながるような取組の実施が必要です。例えば、利用段階であればリユース、リペアやシェアリングなどを通じて、製品をできるだけ長く使うことが挙げられます。また、生産段階であれば、環境配慮設計に対応した製品開発や、該当製品に対する環境ラベルの付与などが挙げられます。

○宇都宮市ではどんなことをしているの？

これまでの取組の更なる推進を図るとともに、廃棄物分野におけるサーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進など新たな課題にも対応するため、令和7年度に「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

これは、「廃棄物処理法」に基づき、「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める法定計画であり、発生抑制・再使用の促進、資源循環利用の推進や適正な処理の推進を図ります。

3

ネイチャーポジティブ(自然再興)に資する生物多様性の保全



分野の特徴

2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、生物多様性の大切さについての理解促進や多様な生きものとその生息・生育環境の保全のほか、森林・河川環境等の適正管理などの取組を推進します。

施策体系

3-1 生物多様性の保全

- (1) 生物多様性保全に関する意識の醸成
- (2) 生きものとその生息・生育環境の保全の推進
- (3) 生物多様性の活用と継承



カワラノギク

3-2 自然と共生したまちづくりの推進

- (1) 農地等の多面的機能の維持向上
- (2) 都市の緑の保全と創出
- (3) 水資源の確保
- (4) 河川環境の保全と創出
- (5) 良好な景観の保全と創出



谷戸地形



カシバ

オオムラサキ

タヌキ

ギンラン

ホトケドジョウ

3-1 生物多様性の保全

(1) 生物多様性保全に関する意識の醸成

生物多様性についての正しい理解と生物多様性の保全に関する意識の醸成を図ることで、市民等の主体的な活動につなげます。

【施策指標】

生物多様性の認知度(年)

(「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合)

42.4%
(R7)



75%
(R12)



クマタカ

生物多様性とは

様々な生きものの個性と自然とのつながりの豊かさのことです。

生物多様性条約では、「多様性」には、森林や里地里山などの「生態系」、動植物から微生物などの様々な「種」、そして「遺伝子」の3つのレベルがあるとされています。

- ① 自然に親しむきっかけづくり
 - ・ 生物多様性・ネイチャーポジティブに関する周知啓発【重点】
 - ・ 自然観察会等の実施
- ② 学ぶ場の創出
 - ・ 出前講座の実施
 - ・ 各主体の行動変容に向けた情報発信・学習機会の提供【重点】
 - ・ 環境学習センターと連携した環境学習機会の提供
 - ・ 学校における意識の醸成



生物多様性に関する本市の取組

- ・ 図書館等における生物多様性やうつのみやの自然に関するパネル展の開催
- ・ 環境学習センターにおける、自然観察会や植樹などの講座の開催



ハッチョウトンボ



トウキョウサンショウウオ

(2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進

本市の風土によって育まれてきた生きものやその生息・生育環境, それらのつながりを保全する取組を推進します。

【施策指標】

市内における自然共生サイトの
認定箇所数(累計)

0箇所
(R6)



1箇所以上
(R12)



自然共生サイトとは[△]

「事業者・民間団体・個人・地方公共団体の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のうち, 国が認定する区域です。

認定区域は, 30by30の保護地域との重複を除き, 「OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」として国際データベースに登録されます。

① 生きものとその生息・生育環境の保全

- ・ 自然共生サイトの認定に向けた支援等【新規】【重点】
- ・ 自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催
- ・ 自然環境保全地域等の監視活動
- ・ 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化
- ・ 周辺環境と調和した多自然川づくりの推進
- ・ 森林施業の推進
- ・ 里山林整備の推進
- ・ 農地・農村環境の保全【新規】
- ・ 都市緑地の保全・活用
- ・ 文化財の保存・活用
- ・ 天然記念物の保全

② 生きものとその生息・生育環境の変化への対応

- ・ 外来種に関する周知啓発【重点】
- ・ 外来種防除活動の実施・支援【重点】
- ・ 自然環境に配慮した適正な開発等の推進【新規】【重点】
- ・ 気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信

外来種とは[△]

もともといなかった国や地域に, 人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生きもののことをいいます。

外来種の中でも, 侵入することで昔からある自然環境に大きな影響を与え, 生物多様性を脅かすおそれのあるものは, 侵略的外来種と呼ばれます。

侵略的外来種による被害を防ぐために,
私たちにできることがあります。

- ・ 悪い影響を及ぼすかもしれない外来種を, 自然分布域から非分布域へ入れない
- ・ ペットとして飼ったり, 栽培している外来種を自然の中に捨てない, 逃がさない
- ・ すでに野外にいる外来種を他の地域に拡げない



アライグマ

(3) 生物多様性の活用と継承

本市の豊かな生物多様性を活かしたまちづくりを推進するとともに、保全活動等を通して形成された人の輪や生息・生育環境をつなぎ、更なる生物多様性の保全・向上を推進します。

【施策指標】

「うつのみや生きものつながり活性化事業」の活動参加者数(年)

146人
(R6)



300人
(R12)

- ① 生物多様性を活かしたまちづくり
 - ・ ネイチャーポジティブ経営の推進【新規】
 - ・ 自然環境基礎調査の実施・活用
 - ・ 気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用
- ② 生物多様性を未来につなげる取組の促進
 - ・ 環境リーダー等の人材育成
 - ・ 「こどもエコクラブ」の育成
 - ・ うつのみや生きものつながり活性化事業の推進【重点】
 - ・ (再掲)自然共生サイトの認定に向けた支援等【新規】【重点】



本市では、自然を守る活動のノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲のある事業者をマッチングし、自然を守る活動の活性化を目指す「うつのみや生きものつながり活性化事業」を推進しています。



3-2 自然と共生したまちづくりの推進

(1) 農地等の多面的機能の維持向上

農地や森林の循環機能の維持増進や農村の振興を図るとともに、断続的に分布している里山・樹林地とその周辺農地の一体的な保全や整備により、農地や森林の多面的な機能の維持向上を図ります。

【施策指標】

市内農地における
環境保全活動カバー率(累計)

「多面的機能支払交付金」の助成を受け、共同活動を行っている割合

39.6%
(R6)



44%
(R12)



グリーン農業とは

カーボンニュートラル等の視点を取り入れながら、「環境負荷低減」と「収益性の向上」を両立する、環境と調和した持続可能な農業生産のことです。



① 農地や里山・樹林地の保全と活用

- ・ 優良農地の確保・保全
- ・ (再掲)森林施業の推進
- ・ (再掲)里山林整備の推進
- ・ (再掲)農地・農村環境の保全【新規】
- ・ 遊休農地等の有効利用の促進
- ・ サステナブルツーリズム^{*}等の創出・推進【新規】

② 環境にやさしい農林業の促進

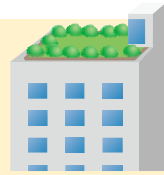
- ・ (再掲)農地・農村環境の保全【新規】
- ・ (再掲)グリーン農業技術の普及促進【新規】
- ・ 地産地消の推進

(2) 都市の緑の保全と創出

緑の重要性について理解し率先して緑化行動ができる市民を増やすことで、都市の緑の保全を図ります。また、中心市街地に緑を増やすとともに、農地や里山などの適正管理を図ることで、都市機能と自然が調和し、市民が身近に緑を感じることでできる拠点の形成を目指します。

【施策指標】

緑地保全・緑化推進に係る
活動箇所数(累計)



332 箇所
(R6)



388 箇所
(R12)

- ① 市民主体の緑化運動の推進
 - ・ (再掲)里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化
- ② 都市拠点における緑化推進
 - ・ 中心市街地の緑化推進
 - ・ 市街地の農地等の保全・活用
 - ・ (再掲)都市緑地の保全・活用
- ③ 緑と憩いの拠点づくり
 - ・ 身近な生活圏の公園整備

地域に緑が増えると、良好な景観が形成され、住み心地の良さを感じたり、夏場の暑さを緩和することができます。



都市緑地は、豊かな自然環境を有するだけでなく、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や、水を貯え水害等の災害の防止、環境教育活動の場の提供など、私たちが安全で快適に暮らしていくためにも重要であり、市民や事業者との協働で保全・活用に取り組んでいます。



(3) 水資源の確保

市民や事業者に水の大切さについて普及啓発を行い、将来にわたってきれいな水を守るとともに、水道水等の水源を守り、安全・安心な生活環境を保全します。

【施策指標】

雨水貯留施設等
設置費補助件数(H28 からの累計)

1,655 件
(R6)



2,255 件
(R12)

- ① 水を大切にする意識の醸成
 - ・ 水循環に関する教育の推進
 - ・ 上下水道に関する普及啓発
- ② 既存水源等の保持
 - ・ 水質保全に関する要望活動の実施
 - ・ 水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼
 - ・ かんがい排水施設の整備等の推進
- ③ 水の適正かつ有効な循環の促進
 - ・ 民有地への雨水貯留・浸透施設の設置促進
 - ・ 道路における雨水浸透舗装の整備

雨水貯留等施設とは⁴

【貯留タンク】

屋根に降った雨水をタンクに溜め、水やりなどに利用できる施設

【浸透ます・浸透トレンチ・透水性アスファルト舗装】

雨水を地下に浸透させる施設

【浄化槽転用槽】

不要になった浄化槽を転用して、雨水を溜める施設



宅地内の雨水貯留タンク

(4) 河川環境の保全と創出

河川環境の保全に取り組み、自然に触れる、体験するなど、水辺に親しめる空間を創出します。

【施策指標】

河川の整備率
(都市河川、準用河川)(累計)



65.5%
(R6)



70%
(R12)

- ① 水辺に親しめる空間の創出
 - ・ (再掲)周辺環境と調和した多自然川づくりの推進
 - ・ まちづくりと併せた河川・緑地等の一体的な保全と活用
- ② 治水対策・河川機能の保全
 - ・ 河川整備の推進
 - ・ 河川維持管理の実施



姿川

多自然川づくりとは⁴

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

(5) 良好な景観の保全と創出

地域の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民を増やすとともに、貴重な遺産を後世に継承するため、歴史的・文化的な景観の整備と活用を推進します。

また、市民協働による景観づくりに取り組むことにより魅力ある街並みや本市独自の景観を保全・創出します。

【施策指標】

景観形成重点地区等の
指定数(累計)

9 地区
(R6)



12 地区
(R12)

景観形成重点地区とは⁴

特徴ある景観や豊かな自然景観を有し、本市の顔としてふさわしい地域を「景観形成重点地区」として指定しています。

令和6年度までに宇都宮駅東口地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区、大谷地区、鬼怒通り駅東地区を指定しています。

- ① 歴史的・文化的景観の整備と活用
 - ・ 大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進
 - ・ 文化財の保存・活用
- ② 景観形成の総合的な推進
 - ・ 景観計画を活用した景観づくりの推進
 - ・ 景観に関する意識の啓発
 - ・ 屋外広告物の規制誘導

本市では「宇都宮市景観計画」に定めた地域別の景観形成方針に基づき、まちづくりを進めています。

- 北西部地域
優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観
- 北東部地域
豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観
- 中央地域
自然と文化の調和を図りながら、憩いや安らぎを感じ、歩いて楽しめる景観
- 東部地域
鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観
- 南部地域
のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観



釜川プロムナード



ろまんちっく村



田川コスモスロード

～コラム～ ネイチャーポジティブ(自然再興)とは？

○ネイチャーポジティブとはどんなもの？

日本では少子高齢化や人口減少に伴う里山の管理の担い手が不足しており、これによって生態系の減少や、種の絶滅リスクの高まりなど、生物多様性の損失が深刻化しています。自然資本の維持に向け、健全な生態系を維持・拡大していくことが重要です。

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを指します。これは単に自然保護をするということだけでなく、生物多様性の保全につながるよう、社会・経済全体を変革させる考え方です。



出典：環境省、「ネイチャーポジティブポータル」

○どんな取組が必要とされているの？

生物多様性に関する認知度がそれほど高くない現状を踏まえ、まずは生物多様性に関する情報収集や発信を行うことが必要です。そのうえで、生態系保護や森林再生等の生物多様性に配慮した行動を実践し、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

○宇都宮市ではどんなことをしているの？

ネイチャーポジティブに資する生物多様性保全の取組を推進するためには、外来種の移入や気候変動などの本市を取り巻く自然環境の変化や、SDGsをはじめとした社会潮流を捉え、これまでの取組を加速化・推進していく必要があることから、本市において、令和7年度に「第2次うつのみや生きものつながりプラン」を策定しました。

当該プランに基づき、生物多様性に係る更なる理解促進や各主体の行動変容の拡大、多様な主体の連携による保全活動の活性化や保全地域の拡大等を図ります。

4

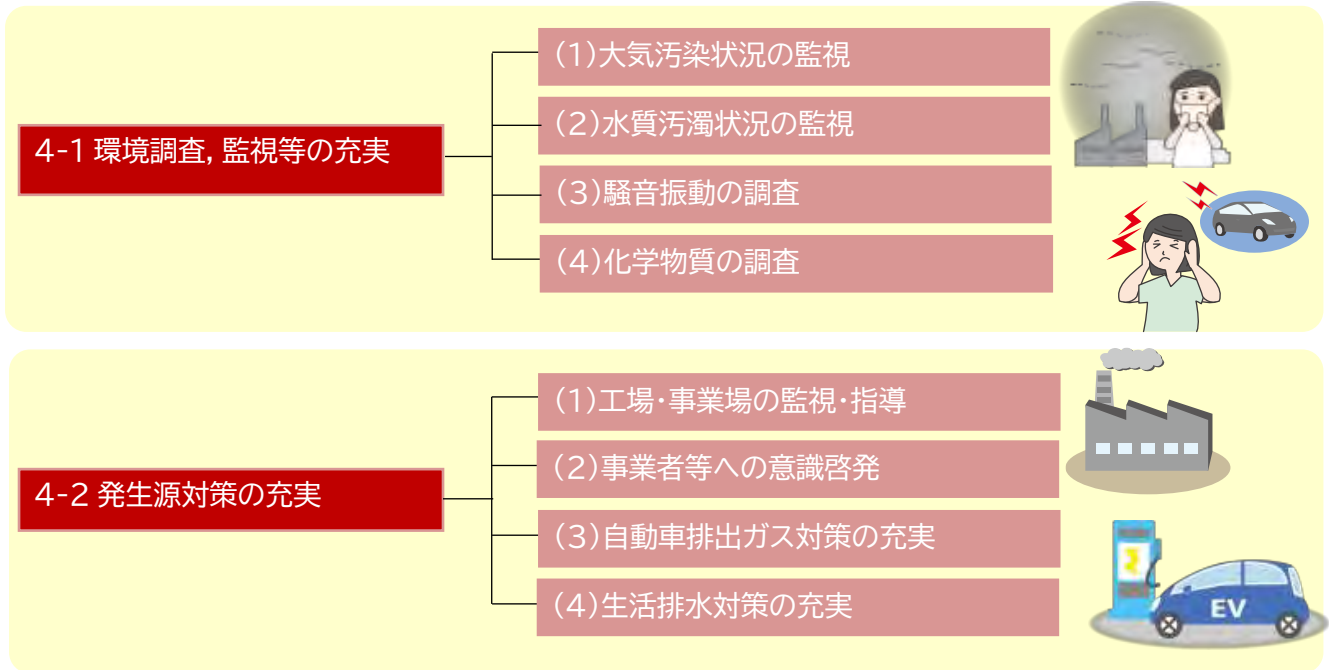
安心で快適な生活環境の確保



分野の特徴

市民が安心・快適に過ごすことのできる生活環境の確保に向けて、大気・水質・騒音に係る環境調査や、工場・事業場に対する立入検査・指導、事業者との相互協力による環境保全活動の推進などを図ります。

施策体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

4-1 環境調査, 監視等の充実

(1) 大気汚染状況の監視

大気汚染物質の環境基準等の達成状況などを把握するとともに、大気汚染物質やアスベストによる健康被害を防止します。

【施策指標】

光化学オキシダントの
環境基準達成率(年)

93.4%
(R6)



100%
(R12)



光化学スモッグとは

大気汚染物質のひとつである光化学オキシダントの濃度が高くなり、白いもやがかかったようになる現象です。

光化学スモッグが発生すると、目やのどの痛み、頭痛、吐き気などの症状が出ることがあります。

① 大気汚染状況の監視

- ・ 大気汚染の常時監視
- ・ 光化学スモッグ対策の推進

本市では大気汚染物質について市内9か所で常時測定を行っており、結果を市ホームページで公表しています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、光化学スモッグ注意報が発令されます。



(2) 水質汚濁状況の監視

水質汚濁物質の環境基準達成状況を把握するとともに、異常水質事故や地下水汚染による被害を防止します。

【成果指標】

河川水の生物化学的酸素要求量
に係る環境基準達成率(年)

72.2%
(R6)



100%
(R12)

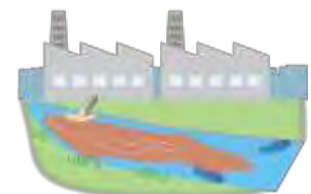


異常水質事故とは、油や薬品などが河川や水路に流入したり、水質の異常によって魚が死んでしまったりすることです。

事業者が原因の事故が多く、事業者は油や薬品の取扱いや処分を適切に行う、機械類や薬品の保管施設などは定期点検をする、緊急時の体制を整備するなどの対策が必要です。

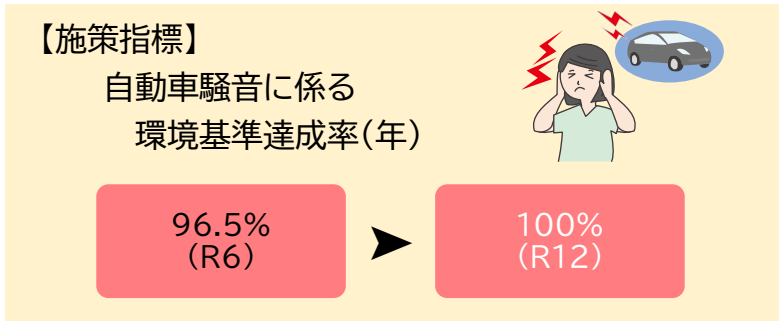
① 水質汚濁状況の監視

- ・ 河川・地下水の水質監視【重点】
- ・ 異常水質事故の未然防止等の実施



(3) 騒音振動の調査

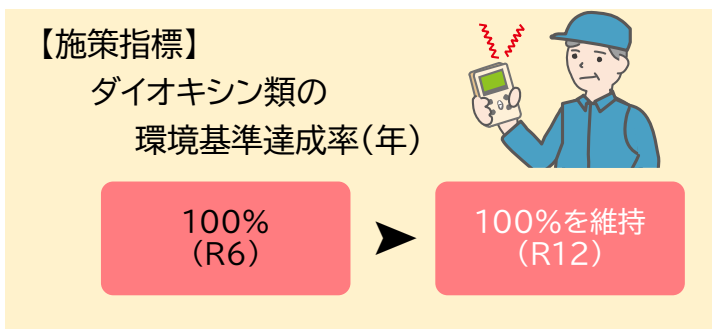
自動車や新幹線による騒音等の環境基準などの達成状況を把握するとともに、関係機関等への要望・要請により騒音振動の低減を図ります。



- ① 騒音振動の調査
- ・ 自動車・新幹線騒音等の監視

(4) 化学物質の調査

ダイオキシン類等の化学物質による汚染状況を把握し、公表することにより市民の安全安心を確保します。



- ① 化学物質の調査
- ・ 化学物質調査の実施

ダイオキシン類とは

工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。毒性はありますが、通常の日常生活におけるばく露レベルでは健康影響は生じないと言われています。

4-2 発生源対策の充実

(1)工場・事業場の監視・指導

環境法令に基づく届出の適切な審査や厳格な立入検査等により、公害の発生を未然に防止します。

【施策指標】

工場・事業場への立入検査における排出基準適合率(年)



97%
(R6)



100%
(R12)

本市では、環境法令に基づくばい煙や排水等に係る特定施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を行い、排出基準の適合状況を監視・指導しています。



① 工場・事業場の監視・指導

- ・ ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導
- ・ アスベスト飛散防止対策の推進
- ・ 土壌汚染に関する監視・指導
- ・ 公害苦情等に係る相談対応の実施

アスベストとは

天然の鉱物繊維であり、建物の建材(吹き付け材、断熱材など)やその他の工業製品に多く使用されてきました。

発がん性があり、肺がんや中皮腫の原因になると考えられています。

(2)事業者等への意識啓発

市民・事業者への環境保全意識の啓発等を行うことにより、公害の未然防止と更なる生活環境の向上を図ります。

【施策指標】

良好な生活環境の確保に係る市民満足度(年)



35.8%
(R7)



40.8%
(R12)

本市と環境協定を締結している事業者は、環境にやさしい自動車・省エネ設備の導入、敷地内の緑化、工場周辺の美化活動などの取組を行っています。

① 事業者等への意識啓発

- ・ 宇都宮市環境協定の推進
- ・ 環境保全意識の啓発【重点】



(3) 自動車排出ガス対策の充実

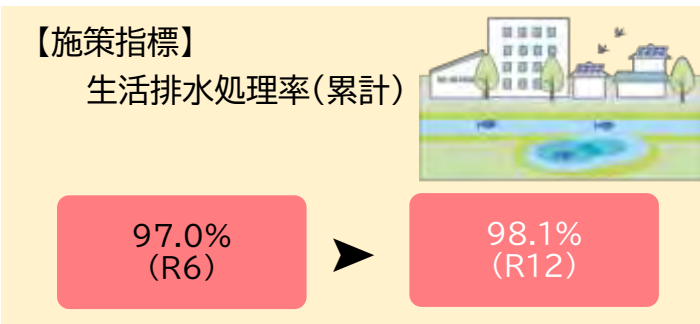
電気自動車等の環境にやさしい自動車の普及促進を図り、自動車排出ガスの低減を図ります。



- ① 電気自動車等の普及促進
 - ・ (再掲)EVの導入促進
 - ・ (再掲)EV充電インフラの充実【新規】
 - ・ (再掲)電気自動車等のカーシェアリングの導入検討
 - ・ (再掲)バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入促進【新規】【重点】
 - ・ (再掲)公用車の電動化【新規】
 - ・ (再掲)シェアサイクル等の充実【新規】
 - ・ (再掲)燃料電池自動車の導入促進
- ② 自動車排出ガス対策の充実
 - ・ アイドリングストップの普及拡大

(4) 生活排水対策の充実

公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境の保全に努めます。



- ① 生活排水対策の充実
 - ・ 生活排水処理施設整備の推進
 - ・ 生活排水処理施設への接続促進【新規】

浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽はトイレの汚水のみ処理し、台所や風呂の生活雑排水はそのまま排水されてしまうため、合併処理浄化槽への転換が必要です。



～コラム～
環境協定とは？

○環境協定とはどんなもの？

- ・ 大気汚染, 水質汚濁, 土壌汚染, 騒音, 振動, 地盤沈下, 悪臭などの公害を防止するため, 上乗せ基準を設定しています。
- ・ 地球温暖化対策や生物多様性保全など, 環境にやさしい取り組みを推進することについて規定しています。

○環境協定が締結された背景

本市では, 内陸型の工業団地としては国内最大級である清原工業団地の工場と大気汚染や水質汚濁などの上乗せ基準や測定報告などに関して, 昭和52年から, 順次, 「公害防止協定」を締結してきました。

この「公害防止協定」について, 公害防止対策の強化に加えて, 地球温暖化対策など新たな取り組みも盛り込んだ「宇都宮市環境協定」へと改定し, 平成20年5月に締結しました。



佐藤市長と工場代表による調印
(平成20年5月28日)

○協定締結対象の工場は？

産業拠点に立地する工場立地法の届出対象工場等です。

○協定を締結した工場

産業拠点に立地する工場立地法の届出対象工場等です。

●宇都宮工業団地

- ・(株)クボタ 宇都宮工場
- ・クボタ空調(株) 栃木工場
- ・(株)三翠社 宇都宮工場
- ・(株)セルクリーンセンター
- ・東武栃木生コン(株)
- ・日本パーカラライジング(株) 加工事業本部 東日本事業統括部 宇都宮工場
- ・三菱重工パワー精密製造(株)
- ・村田発條(株)
- ・(株)八幡
- ・(株)UACJアルミセンター 宇都宮カラーアルミ工場

●清原工業団地

- ・石川ガスケツ(株) 清原工場
- ・宇都宮化工(株)
- ・エア・ウォーター・ガスプロダクツ(株) 宇都宮工場
- ・エスバック(株) 宇都宮テクノコンプレックス
- ・エム・イー・エム・シー(株) 宇都宮工場
- ・カルビー(株) 新宇都宮工場
- ・カルビー(株) 東日本事業本部 R&D 工場
- ・カルビー(株) 東日本事業本部 清原工場
- ・キャノン(株) 宇都宮工場
- ・キャノン(株) 宇都宮光学機器事業所
- ・キャノン(株) 光学技術研究所
- ・清原住電(株)
- ・清水鋼鐵(株) 宇都宮製作所
- ・新陽メタルビー(株)
- ・住友ベークライト(株) 宇都宮工場

- ・セラニーズ(株) 宇都宮事業所
- ・中外製薬工業(株) 宇都宮工場
- ・東洋紡(株) 宇都宮工場
- ・東京応化工業(株) 宇都宮工場
- ・東京製鐵(株) 宇都宮工場
- ・栃木住友電工(株)
- ・日圧電子部品(株) 宇都宮工場
- ・日本たばこ産業(株) 北関東工場
- ・日本ペイント(株) 栃木工場
- ・日本山村硝子(株) プラスチックカンパニー 宇都宮プラント
- ・久光製薬(株) 宇都宮工場
- ・マニー(株) 清原工場
- ・マルハニチロ(株) 宇都宮工場
- ・マルハニチロ(株) 化成バイオ事業部
- ・(株)ミツトヨ 清原工場
- ・宮島醤油(株) 宇都宮工場
- ・村田発條(株) 清原工場
- ・(株)ムロコーポレーション 清原本社工場

令和8年1月1日現在

5

自ら学び行動する人づくり

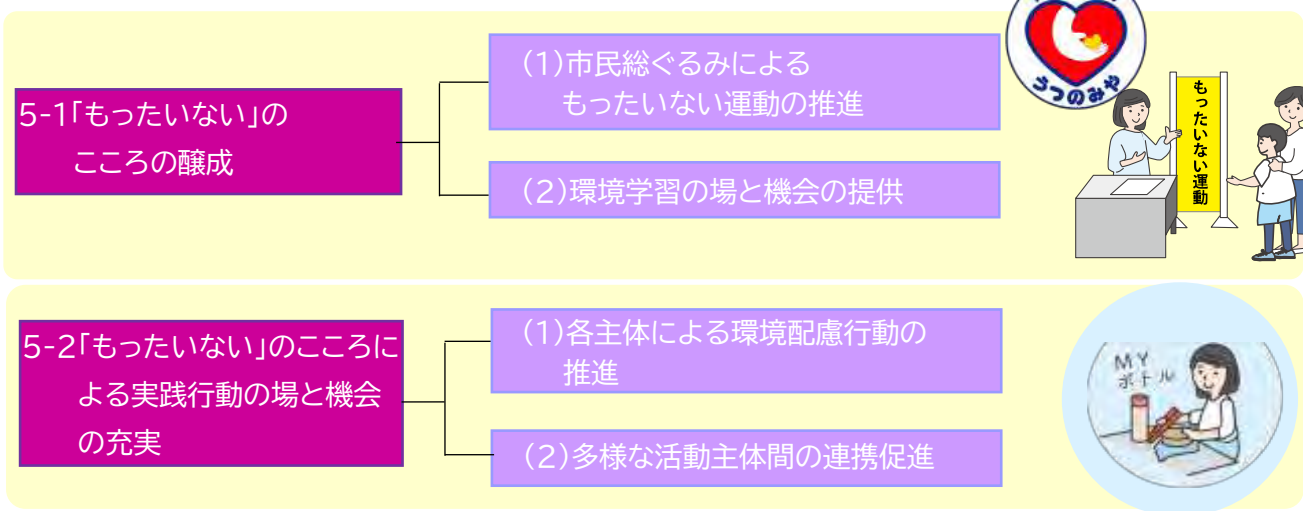


分野の特徴

あらゆる地球資源に対する尊敬・感謝を込めた「ひとやものやまちを大切にすところ」を基本とした様々な活動・取組を推進する本市独自の「もったいない運動」の更なる普及啓発や、環境に関する出前講座、「みやエコ・アクション・ポイント」などの取組により、環境配慮行動の促進を図ります。



施策体系



5-1 「もったいない」のこころの醸成

(1) 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進

多様な主体と連携しながら、もったいない運動の普及啓発を図ります。

【施策指標】

もったいない運動の認知度(年)



44.2%
(R6)



60%
(R12)



もったいないフェア

① もったいない運動の普及啓発

- ・ もったいないフェア等の環境配慮型イベントやコンクールなどの普及啓発事業の実施【重点】
- ・ 環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発(グリーンリボン等)
- ・ もったいない運動市民会議や民間企業等と連携した普及啓発の実施【重点】

もったいない運動とは

「あらゆる地球資源に対する尊敬・感謝」を込めた「ひとやものを大切にするこころ」を基本とした様々な活動・取組を推進する運動です。

(2) 環境学習の場と機会の提供

気軽にもったいない運動に触れる機会を創出し、より多くの市民に対し、もったいない運動への参加の促進を図ります。

【施策指標】

環境学習センター開催講座の平均満足度(年)



82.8%
(R6)



100%
(R12)



環境学習講座

① 環境配慮行動に資する総合的な情報発信

- ・ SNSやアプリ等を活用した情報発信
- ・ 地域における環境保全活動に関する情報発信

② 環境学習の充実

- ・ もったいない運動の趣旨やSDGsの理念等を取り入れた出前講座の実施
- ・ 環境学習センターにおける「環境学習」の推進【重点】



国が定める6月の「環境月間」や、本市が定める9月の「もったいない月間」には、環境月間パネル展やもったいないフェアなどのイベントを実施しています。

5-2 「もったいない」のこころによる実践行動の場と 機会の充実

(1)各主体による環境配慮行動の推進

家庭、事業所、学校等における環境配慮行動を促進し、各主体の取組の拡大を図るとともに、市が率先して「もったいない運動」に取り組めます。

【施策指標】

みやエコ・アクション・ポイント事業の
参加人数(累計)

3,588人
(R6)



30,000人
(R12)



みやエコ・アクション・ポイント

- ① 家庭、事業者、学校等における環境配慮行動の促進
- ・ 市民における「みやエコ・アクション・ポイント」等の
配慮行動の実践促進【新規】【重点】
 - ・ グリーン農業に対する消費者の理解促進【新規】
 - ・ 事業所における ECO うつのみや21認定制度の推進
 - ・ 学校におけるみやエコスクール認定制度等の推進
 - ・ 行政における「もったいない EMS[※]」の実施【新規】

みやエコ・アクション・ポイントとは

カーボンニュートラルの実現に向け、市民一人ひとりの環境問題への関心を高め、できることから始められるよう、環境にやさしい行動に対してポイントを付与する事業です。

(2)多様な活動主体間の連携促進

地域における環境活動の活性化を図るとともに、多様な主体の協働による環境活動を促進することにより、もったいない運動の環を広げます。

【施策指標】

環境学習センター
の利用件数(年)

823件
(R6)



890件
(R12)



SDGs人づくりプラットフォーム
メンバーズセッション

- ① 関係団体の育成、連携促進
- ・ 「SDGs人づくりプラットフォーム」など各種
ネットワーク組織への活動支援・交流の促進【重点】
 - ・ (再掲)リサイクル推進員活動支援の推進
 - ・ 環境学習センターなどにおける主体的な団体の
活動支援
- ② 協働による実践行動の促進
- ・ みやの環境創造提案・実践事業の実施
 - ・ みやCO₂バイバイプロジェクトの普及啓発

宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームとは

SDGsの取組を積極的に行っている市域の企業やNPO、教育機関など多様な主体が連携・協力しながら、勉強会等の開催やイベント等における普及啓発などを実施し、市民や事業者のSDGsの理解促進や認知度向上を図るための仕組みです。

～コラム～ もったいない運動の推進

○もったいない運動ってなに？

本市独自のもったいない運動は、すべてのものに尊厳と感謝の気持ちを持ち、「ひと」・「もの」・「まち」を大切に作る心である「もったいない」のこころを育てる運動です。

私たちの身の回りにはまだまだ「もったいない」事や物がたくさんあります。本市の豊かな自然や文化を次世代につないでいくため、「ひと」への思いやりと感謝の気持ちで「もの」を大切に、宇都宮の「まち」の魅力を知り、未来につないでいく「もったいない運動」を推進していく必要があります。

本市では、もったいない運動を更に広く普及させるため、平成21年に設立した「宇都宮市もったいない運動市民会議」とともに、様々な団体と連携した普及啓発活動を行っています。



○宇都宮市もったいない運動市民会議の活動内容

宇都宮市もったいない運動市民会議は、宇都宮市民のみなさまに、ひと・もの・まちを大切にする「もったいない」のこころを広げるため、様々な活動に取り組んでいます。

○ もったいないフェア宇都宮

「もったいない」を体験できる、環境配慮型・参加体験型の親子で楽しめるイベントを例年9月に開催しています。

○ もったいない4コマまんがコンクール

日頃から「もったいない」と感じていることや、実行していること、「もったいない」にまつわるエピソードなどを描いた「4コマまんが」を募集し、入賞作品の表彰・展示などを行っています。

○ もったいないりぶつく

家庭で不要になった本やCDなどの寄付を受け付けています。寄付された本は専門の会社が買い取り、買取金は宇都宮市もったいない運動市民会議に寄付されます。

このほかにも、食品ロスを削減するための「もったいない残しま10！」運動や、ごみの発生抑制や減量化を図るためマイボトル等を持参する「マイMy運動」などの取組を実施しています。



令和7年度「もったいない4コマまんがコンクール」
ジュニアの部 最優秀賞 宮の原中学校2年
花本 紗菜さんの作品

第5章

計画の推進

第1節 推進体制

第2節 計画の評価

第1節 推進体制

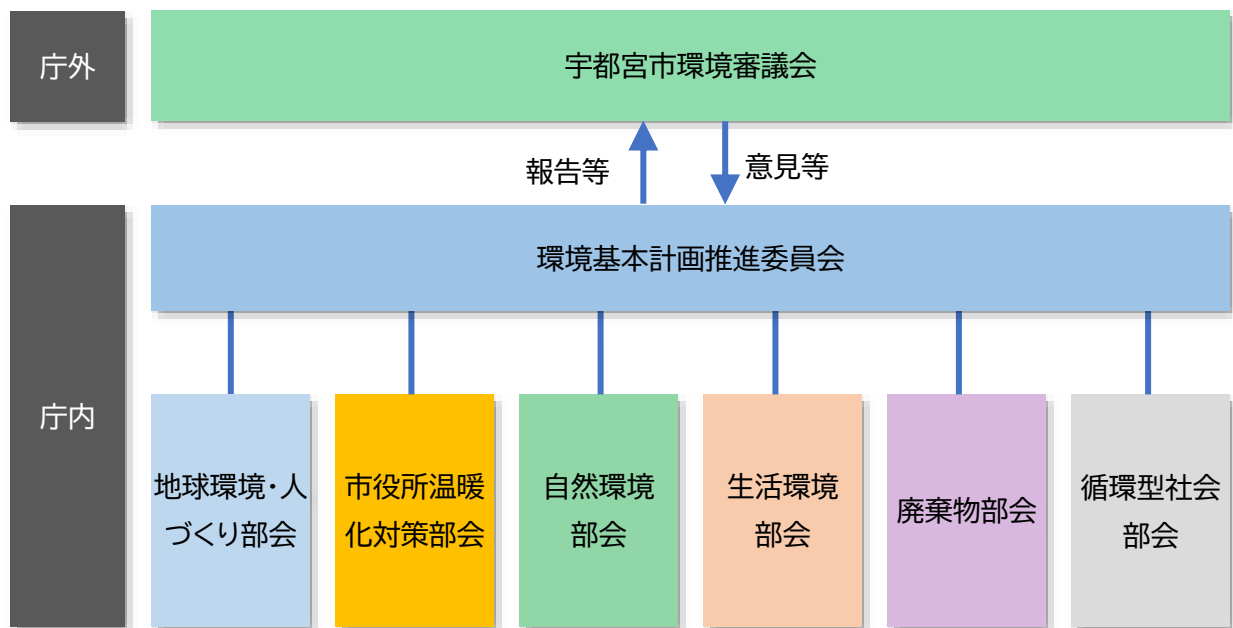
本計画の施策事業は、様々な分野にわたっていることから、市の内部における連携だけでなく、国や県などの外部の機関との情報共有等も図りながら取り組んでいく必要があります。

また、基本理念において明らかにしているように、環境未来都市の実現に向けては、市民一人ひとりや事業者の皆様の協力が不可欠です。

そこで、本計画を効果的に推進するため、市の内部の横断的組織である「環境基本計画推進委員会」において、毎年度、施策・事業の取組状況について評価するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

さらに、市議会議員や学識経験者、市民（公募により選定）、事業者及び市民団体の代表者等で構成された外部組織である「宇都宮市環境審議会」において、評価の結果や見直しの内容等を報告し、ご意見をいただくなど、市民・事業者・行政の連携を強化しながら、本計画の目標達成に向けた取組を推進します。

環境基本計画の推進体制



第2節 計画の評価

(1) 計画の評価

環境未来都市の実現に向け、「ひとの暮らし」、「まちの育み」、「未来へのつながり」の分野横断的な3つの推進方針ごとに設定した「目標指標」を評価することにより、計画の全体的な達成状況を把握します。

また、5つの基本施策ごとに設定した「施策指標」について評価することで、施策・事業の進捗・達成状況を把握していきます。

(2) 評価の公表

本計画の評価や見直しの内容等については、「宇都宮市環境審議会」における議論を経た後、毎年度、「宇都宮の環境(環境状況報告書)」として取りまとめ、市のホームページにおいて公表します。

資料編

第 1 節 環境配慮指針

第 2 節 計画策定体制

第 3 節 計画策定経過

第 4 節 宇都宮市環境基本条例

第 5 節 用語解説

第1節 環境配慮指針

(1) 環境配慮指針の概要

1) 環境配慮指針の目的

社会経済活動の発展に伴い、私たちの暮らしは快適で便利なものとなりましたが、同時に、都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、資源やエネルギーの大量消費、ごみの発生量の増大、身近な自然の減少、地球温暖化を始めとする地球規模の問題など、様々な環境問題に直面しています。

これらの環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動によるものであり、環境負荷の軽減に向けては、行政の取組はもとより、市民や事業者の一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践することが大変重要です。

このようなことから、日常生活や事業活動の中で、できる限り環境に配慮した行動を実践していただくためのガイドラインとして、環境配慮指針を示します。

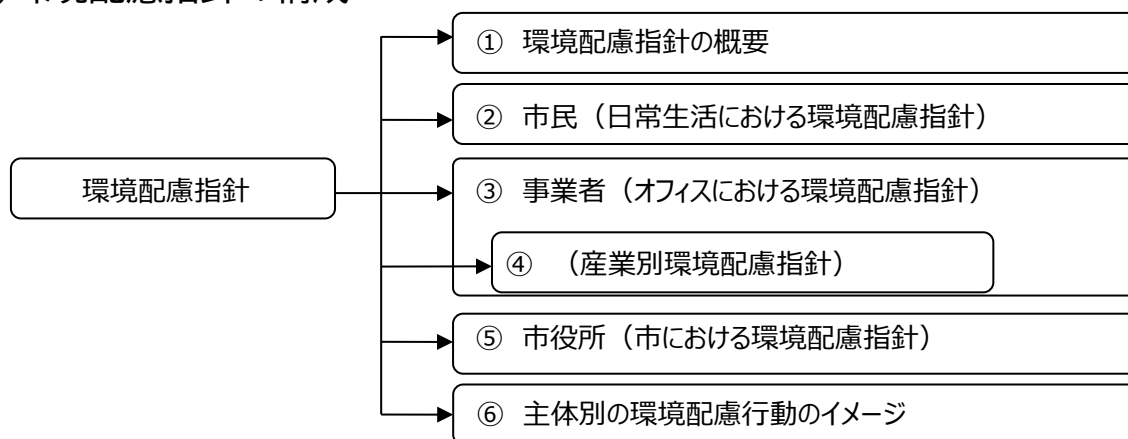
(1) 指針の意義

市民・事業者・行政が本計画に掲げる基本理念や目標を共有し、良好な環境の創造・保全に取り組むため、日常生活や事業活動における具体的な取組を示し、市民・事業者・行政の環境配慮に関する行動を促進するもの

(2) 指針の役割

- ・ 市民の日常生活における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン
- ・ 事業者の事業活動における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン
- ・ 市の施策・事業の実施における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン

2)環境配慮指針の構成



表中（次頁以降）における凡例

- 「脱炭素」 …… カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応
- 「資源循環」 …… サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を支える資源循環の推進
- 「生物多様性」 …… ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する生物多様性の保全
- 「生活環境」 …… 安心して快適な生活環境の確保
- 「人づくり」 …… 自ら学び行動する人づくり

(2) 市民(日常生活における環境配慮指針)

日常生活における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	脱炭素			資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり		
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	環境にやさしいまちづくり	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成	実践行動の場と機会の充実
(1) 買い物をするときに												
必要な物を必要な分だけ買うように努める。				■								■
環境に配慮したエコマーク製品の購入や地産地消に努める。	■				■	■				■		■
マイバックを活用し、レジ袋やごみの排出が少ない買い物に努める。	■			■								■
(2) エネルギーを使用するときに												
省エネ機器、再生可能エネルギー設備、HEMS*の導入や効率的なエネルギー利用により、電気・ガス・灯油などの節約に努める。	■	■	■									■
再エネ電力の利用に努める。	■	■	■									■
(3) ごみを処理するときに												
ごみの減量に努める。				■								■
食べ残しや過剰除去を減らし、食品ロスの削減に努める。				■								■
衣類などの消費財についてはできるだけ長く使えるように努める。				■								■
使い捨てプラスチック製品の利用を控えるように努める。				■	■							■
リサイクルに努める。					■							■
ごみの適正な処理に努める。						■						■
生ごみ処理機の導入など、生ごみの資源化に努める。				■	■	■						■
(4) 外出するときに												
E V（電気自動車）等の利用に努める。	■	■							■			■
環境に配慮した運転（エコドライブ）や自動車の利用（カーシェアリング）に努める。	■								■		■	■
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■							■		■	■
マナーを守り、街の美化に努める。				■	■	■			■		■	■
(5) 家屋や敷地の管理など												
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。									■			■
住宅の断熱化や ZEH 化により、快適な住まいづくりに努める。	■	■										■
雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努める。	■	■							■		■	■
雨水の有効活用などにより、水道水の節水に努める。	■								■			■
生活雑排水の抑制や汚水・排水の適正な処理に努める。	■								■			■
家の庭や周辺などの緑化や適正な管理に努める。							■	■				■
再配達のないよう、宅配便は一度で受け取ることに努める。	■											■

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

環境項目	脱炭素		資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり		
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	ごみの発生抑制・再使用	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実	もつたないのこころの醸成
環境配慮指針											
(6) 住みやすい暮らしや安全な生活のために											
車などからの騒音の防止に努める。										■	
家庭からの騒音・振動，悪臭の防止に努める。								■		■	
テレワークを活用し，働き方の効率化に努める。	■										
クールビズやウォームビズを実践し快適な室内環境確保に努める。	■										
家庭菜園やガーデニングなどの緑化に努める。							■				
(7) 汚染の予防のために											
化学物質の適正な保管・処理に努める。								■	■	■	
(8) 自然や文化に関心を持ちましょう											
生物多様性に関する理解を深め，マナーの徹底に努める。						■	■				■
里山や河川などの身近な自然とのふれあい，生物多様性の保全に努める。						■	■				■
地域の歴史・文化の保全と継承に努める。						■	■				■
(9) 環境に配慮した活動を実践するために											
環境学習の場への参加などを通じ，環境に関する情報の収集や理解に努める。											■
家庭エコ診断の利用に努める。	■										■
日常的にできる環境保全活動の実践や，地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。											■

(3) 事業者(オフィスにおける環境配慮指針)

オフィス事務等における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	脱炭素		資源循環	生物多様性	生活環境	人づくり	
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	資源循環利用 ごみの発生抑制・再使用 環境にやさしいまちづくり	適正な処理 生物多様性	自然環境 大気環境 水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実 もったいないのこころの醸成
(1) 事務用品などを購入するときに							
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■		■	■		■	■
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。			■				■
(2) エネルギーを使用するときに							
省エネ機器、再生可能エネルギー設備、BEMS※の導入や効率的なエネルギー利用により、電気・ガスなどの削減に努める。	■	■	■				■
再エネ電力の利用に努める。	■	■	■				■
(3) ごみを処理するときに							
ごみの減量に努める。			■				■
使い捨てプラスチック製品の利用を控えるように努める。			■	■			■
リサイクルに努める。				■			■
ごみの適正な処理に努める。				■			■
(4) 外出するときに							
E V（電気自動車）等の利用に努める。	■	■			■		■
環境に配慮した運転（エコドライブ）や自動車の利用（カーシェアリング）に努める。	■	■			■	■	■
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■			■	■	■
(5) 事務所などの建築や管理をするときに							
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。					■		
建物の断熱化や ZEB 化により、快適な職場づくりに努める。	■	■					
オフィス等における太陽光発電の導入推進に努める。	■						
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。			■				
雨水の有効活用などにより、水道水の節水に努める。	■	■				■	
汚水や排水の適正な処理に努める。						■	
敷地内や周辺などの緑化や適正な管理に努める。			■		■	■	■
(6) 近隣公害をなくすために							
社用車両からの騒音・振動の防止に努める。						■	
工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。						■	
工場・事業場からの悪臭の防止に努める。						■	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

環境配慮指針	環境項目	脱炭素		資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり		
		省エネルギー	自立分散型エネルギー	環境にやさしいまちづくり	ごみの発生抑制・再使用	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質
(7) 汚染の予防のために												
化学物質の適正な保管・処理に努める。							■		■	■	■	
(8) 自然や地域資源を守るために												
生物多様性に関する理解を深め、生物多様性に配慮した事業活動に努める。							■	■				
生物多様性保全活動への参加・協力を努める。							■	■				
建物や敷地内の緑化に努める。							■	■				
地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。							■	■				
(9) 地球環境を守るために												
二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。		■	■	■					■			
フロン排出防止に努める。			■		■							
環境に関する国際協力活動への貢献に努める。			■									
地球環境に配慮した事業活動に努める。		■	■	■					■	■		
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために												
公害防止に係る取組に努める。									■	■	■	■
職場における環境教育及び環境保全活動の実践に努める。												■
環境学習の場や地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。												■
環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。										■		■
事業活動における環境管理活動の実践に努める。												■

(4) 事業者(産業別環境配慮指針)

産業分類別環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込める環境項目

環境項目	脱炭素		資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	資源循環利用	適正な処理	自然環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質		
環境配慮指針	環境にやさしいまちづくり	ごみの発生抑制・再使用	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実 もったいないのこころの醸成
(1) 農林業									
環境保全型農業の推進に努める。	■	■	■	■	■	■	■	■	
省エネ型農機の導入に努める。	■								
農業系廃棄物の適正処理に努める。			■	■					
地産地消に努める。	■	■	■	■		■			
森林の多面的機能を保全するため、森林の適正な維持・管理に努める。		■			■	■			
林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。	■		■	■					
森林の有効活用と交流の推進に努める。		■			■	■			
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■				■			
(2) 鉱業、建設業									
周辺の自然や景観などに配慮した資源採掘及び設計、建築に努める。					■	■			
省エネ型建機の導入に努める。	■								
資源採掘及び建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努める。					■		■	■	■
環境への負荷の少ない建築資材の利用に努める。					■				
建設に伴う廃棄物の適正な処理や、建設副産物の有効利用に努める。			■	■					
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■				■			
(3) 製造業									
エコマーク製品などの環境に配慮した製品、及びごみの減量化や再資源化に適した製品の開発・製造に努める。	■	■	■	■	■			■	
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、製造工程における環境への配慮に努める。	■	■	■	■	■		■	■	■
電化の推進に努める。	■								
FEMS※を活用したエネルギーの適正管理に努める。	■								
工場・事業場からの大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの防止に努める。							■	■	■
化学物質の適正な管理や使用量の削減に努める。								■	
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■				■			

環境項目	脱炭素		資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり	
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	ごみの発生抑制・再使用	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	大気環境 水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実 もたないのころの醸成
環境配慮指針										
(4) 卸売，小売，飲食業										
エコマーク製品など環境に配慮した商品の販売に努める。	■	■	■	■	■				■	
容器包装の減量化やリサイクルに努める。			■	■						
飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努める。			■	■	■					
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。						■	■		■	
地産地消に努める。	■	■	■	■	■		■			
(5) 廃棄物処理業										
廃棄物の管理の徹底に努める。					■			■	■	
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、廃棄物の適正処理の徹底に努める。		■		■	■	■	■	■	■	
廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努める。	■	■		■	■					
廃プラスチックの利用促進に努める。				■	■					
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。						■	■	■	■	■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■					■			
(6) エネルギー供給業										
再エネ発電設備の導入や再エネ電気の外部調達など、地球温暖化防止対策への貢献に努める。	■	■	■							
地域住民の安全対策の徹底に努める。		■								
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、周囲の環境に配慮した事業活動に努める。				■	■	■	■	■		
事業に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音・振動などの防止の徹底に努める。							■	■	■	■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■					■			
(7) 運輸，流通業										
共同輸配送の実施など，効率的な物流に努める。	■	■						■	■	
E V（電気自動車）等の利用など，モーダルシフト（環境にやさしい輸送手段への転換）に努める。	■	■						■	■	
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■						■	■	
物流施設における脱炭素化の推進に努める。	■									
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■					■			

- 事業活動を実施する場所の地域特性や地域資源の確認について
地域の環境は、山や川、森などの自然や、歴史・文化財など様々な地域資源から構成されています。地域資源や地域の特性などについて認識することは、適切な環境配慮行動の実施につながります。

(5) 市役所(市における環境配慮指針)

市における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境項目	脱炭素		資源循環		生物多様性		生活環境		人づくり		
	省エネルギー	自立分散型エネルギー	ごみの発生抑制・再使用	資源循環利用	適正な処理	生物多様性	自然環境	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実 もたないないのこころの醸成
環境配慮指針											
(1) 事務用品などを購入するときに											
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■			■	■					■	
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。			■								
(2) エネルギーを使用するときに											
省エネ機器や再生可能エネルギー設備、EMS の導入などにより、電気・ガスなどの節約に努める。	■	■	■								
再エネ電気の利用に努める。	■	■	■								
(3) ごみを処理するときに											
ごみの減量に努める。			■								
使い捨てプラスチック製品の利用を控えるように努める。			■	■							
リサイクルに努める。				■							
ごみの適正な処理に努める。					■						
(4) 外出するときに											
E V（電気自動車）等の利用に努める。	■	■						■			
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■						■	■		
公共交通や自転車の積極的な利用、効率的な移動に努める。	■	■						■	■		
(5) 市有施設などの建築や管理をするときに											
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。							■				
建物の断熱化や ZEB 化により、快適な環境づくりに努める。	■	■									
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。							■				
雨水の有効活用などにより、水道水の節水に努める。	■	■							■		
汚水や排水の適正な処理に努める。									■		
市有地の緑化や適正な管理に努める。			■			■	■	■			
(6) 近隣公害をなくすために											
公用車両からの騒音・振動の防止に努める。										■	
施設・事業場からの騒音・振動、悪臭の防止に努める。										■	

環境配慮指針	環境項目	脱炭素	資源循環	生物多様性	生活環境	人づくり
		省エネルギー 自立分散型エネルギー 環境にやさしいまちづくり	資源循環利用 ごみの発生抑制・再使用	適正な処理 生物多様性 自然環境	水・土壌・地盤 大気環境 音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の充実 もったいないのこころの醸成
(7) 汚染の予防のために						
	化学物質の適正な保管・処理に努める。			■		■
(8) 自然や地域資源を守るために						
	生物多様性に関する理解を深め、生物多様性に配慮した事業活動に努める。			■	■	
	生物多様性保全活動への参加・協力を努める。			■	■	
	建物や敷地内の緑化に努める。					
	地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。			■	■	
(9) 地球環境を守るために						
	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。	■	■	■		
	フロン排出防止に努める。		■			
	地球環境に配慮した事業活動に努める。	■	■	■	■	■
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために						
	庁内における環境教育及び環境保全活動の実践に努める。					■
	環境学習の場や地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。					■
	環境に配慮した事業活動の体制・仕組みの整備に努める。				■	■
	事業活動における環境管理活動の実践に努める。					■
(11) 公共事業などを行うときに						
	最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、公共事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■	■	■	■
	イベント事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■	■	■	■

(6) 主体別の環境配慮行動のイメージ

市民・事業者の皆様に行ってほしいこと
(主体別の環境配慮行動のイメージ)

環境未来都市を実現するためには、行政だけではなく市民や事業者の皆様が、日常生活や事業活動の中で環境について考え、行動することが大切です。ここで紹介した取組以外にも“環境に配慮した取組”はまだまだたくさんあります。皆様が日頃取り組んでいることは何ですか？





第2節 計画策定体制

(1) 宇都宮市環境審議会

宇都宮市環境審議会は、学識経験者や各界代表者などから構成されており、市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容等について審議し、答申を行いました。

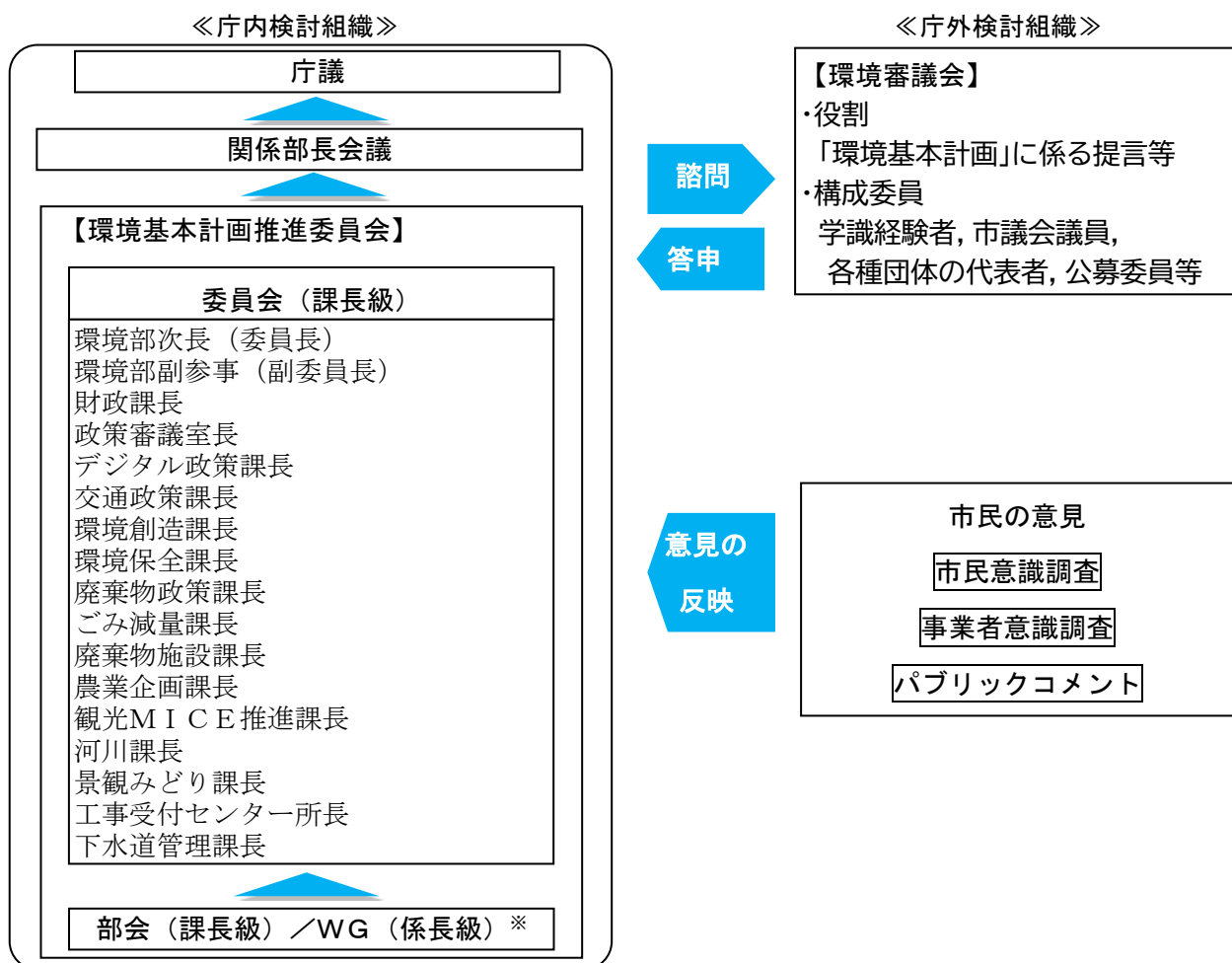
■宇都宮市環境審議会委員（令和8年3月31日現在）

(◎会長, ●副会長)敬称略・順不同

	氏名	役職等	委員区分
1	大久保 順也	宇都宮市議会議員	1号委員 市議会議員
2	小倉 久美		
3	岩井 潤子		
4	菅原 一浩		
5	森嶋 佳織	作新学院大学女子短期大学部 講師	2号委員 学識経験を 有する者
6	◎横尾 昇剛	宇都宮大学 教授	
7	北浦 さおり	宇都宮共和大学 准教授	
8	佐野 和美	帝京大学 准教授	
9	高梨 弘幸	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長	
10	田代 昌継	宇都宮市医師会 理事	3号委員 事業者を 代表する者
11	半田 光隆	宇都宮農業協同組合 代表理事専務	
12	福田 治久	宇都宮商工会議所 議員	
13	町田 全功	宇都宮青年会議所 副理事長	
14	●増渕 弘子	うつのみや環境行動フォーラム 理事	4号委員 市民団体を 代表する者
15	小林 紀夫	宇都宮市青少年育成市民会議 会長	
16	小金澤 頼子	宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長	
17	大森 幹夫	宇都宮市自治会連合会 副会長	
18	稲垣 広己	宇都宮地方气象台 次長	5号委員 関係行政機関の職員
19	齊藤 好広	公募委員	6号委員 前各号に掲げる者のほ か、環境の保全及び創造 について、特に識見を有 すると認められる者
20	中島 光		

(2) 体制図

環境審議会の意見等を踏まえながら、庁内検討組織において計画原案の作成を行いました。



※ 「部会」及び「WG（ワーキンググループ）」の所掌分野

部会	所掌分野
地球環境・人づくり部会	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境」「人づくり」分野 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
市役所温暖化対策部会 (環境管理委員会幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境」分野のうち、「市役所の温暖化対策」 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
自然環境部会 (うつのみや生きものつながりプラン推進委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境」分野 うつのみや生きものつながりプラン
生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> 「生活環境」分野
廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物」分野のうち、「不法投棄の未然防止・拡大防止」 不法投棄未然防止推進計画
循環型社会部会 (一般廃棄物処理基本計画推進委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物」分野(「不法投棄の未然防止・拡大防止」以外) 一般廃棄物処理基本計画

第3節 計画策定経過

(1) 宇都宮市環境審議会

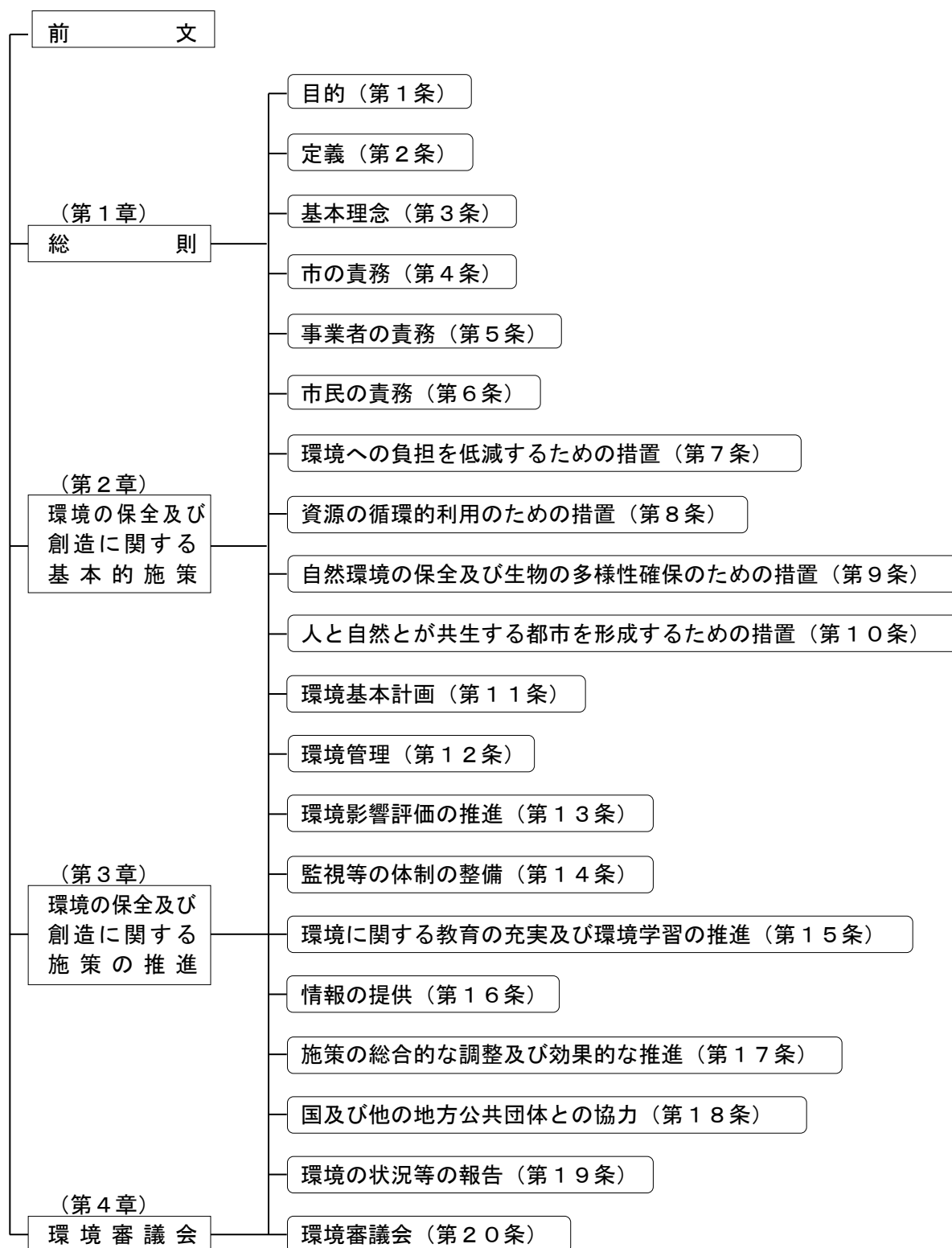
回数	開催日	審議事項等
第50回	令和7年 6月2日(月)	●第4次宇都宮市環境基本計画の策定について(諮問)
第51回	令和7年 8月26日(火)	●第4次宇都宮市環境基本計画の策定に係る現状・課題の整理について
第52回	令和7年 11月21日(金)	●第4次宇都宮市環境基本計画の骨子案について
第53回	令和8年 1月26日(月)	●第4次宇都宮市環境基本計画の素案について
第54回	令和8年 3月3日(火)	●「第4次宇都宮市環境基本計画」(素案)に関するパブリックコメントへの対応について ●「第4次宇都宮市環境基本計画」に関する答申(案)について

答申書手交式の様子(令和8年3月25日)



左から、増淵弘子副会長、横尾昇剛会長、佐藤栄一市長

第4節 宇都宮市環境基本条例



(平成13年9月28日宇都宮市条例第32号)

前文

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**(環境への負荷を低減するための措置)**

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全及び創造に関する施策の推進**(環境基本計画)**

- 第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
(宇都宮市環境保全条例の廃止)
- 2 宇都宮市環境保全条例(昭和55年条例第42号)は、廃止する。

第5節 用語解説

【ウ】

ウェルビーイング

P13 コラム「ウェルビーイングとは？」参照

宇都宮市環境基本条例

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現を目指して、平成13年9月に制定しました。「環境を育む」という考え方を取り入れ、育むための考え方や市・事業者・市民の各主体が取り組まなければならないこと、互いに協力しながら自ら進んで、健全で豊かな環境作りに取り組んでいくことの大切さなどを定めています。

【エ】

エネルギーマネジメント

工場・ビル・家庭などでエネルギーの「見える化」と「最適制御」を通じて、快適性を保ちつつ無駄なエネルギー消費を削減し、省エネや二酸化炭素排出量削減を継続的に行う活動・システムをいいます。

【オ】

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類があります。

【カ】

カーシェアリング

1台の自動車を複数の人が共同で利用する自動車の利用形態のことで、通常は会員制などとし、レンタカーに比べて短時間での利用を想定しています。

カーボンニュートラル

P10「脱炭素社会への移行（ネット・ゼロ）」参照

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシン類などについて定められています。

環境マネジメント

事業者（組織）が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定（Plan）し、計画に基づき実施・運用（Do）を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検（Check）し、計画の見直し（Action）を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

【キ】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に設立され、世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する組織です。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

【ク】

グリーン農業

P70 「グリーン農業とは」参照

【コ】

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

コージェネレーションシステム

天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。

【サ】

サーキュラーエコノミー（循環経済）

P65 コラム「サーキュラーエコノミー（循環経済）とは？」参照

最終処分場

廃棄物は、資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され、埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

自然エネルギーとはほぼ同義で、太陽光、風力、水力、地熱、空気熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出す、枯渇しないエネルギーを意味します。

サステナブルツーリズム

「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」を意味します。言い換えれば、旅行者、観光関係事業者、受け入れ地域にとって、「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能かつ発展性のある観光を目指すということです。

【シ】

循環型社会

循環型とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進めることです。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会をいいます。

循環共生型社会

P9 「循環共生型社会の構築」参照

【ス】

水素サプライチェーン

利用の段階で二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待される水素について、再生可能エネルギーなどの活用により水素を製造し、貯蔵・輸送・供給、そして利用するまでの一連の流れを指します。

スマートムーブ

環境省では、二酸化炭素排出の少ない移動にチャレンジしてもらうため、「移動」を「エコに」を合言葉に、エコで賢い移動方法を選択するライフスタイルを「smart move（スマートムーブ）」と名付け、その取組を推奨しています。「スマートムーブ」が推進する取組には、公共交通機関の利用、自転車、徒歩での移動、自動車の利用を工夫、長距離移動の工夫、移動・交通における二酸化炭素削減の取組に参加の5つがあります。

3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の3つの頭文字をとったものをいいます。

【セ】

生態系

生物同士や、生物を取り巻く環境について、互いに関係しあっている総合的なシステムとして捉えたものを意味します。水と土、空気と太陽によって植物が育ち、それを食べて動物が生活し、植物や動物が死んで土にかえることを指し、ある動物が別の動物の餌となることなどは、その一面といえます。

生物化学的酸素要求量

河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川的环境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く、水質が汚濁していることを意味します。

【タ】

第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）

総合計画とは、本市の都市経営の最上位の方針となるものであり、市民・事業者・行政などの構成員が一体となってまちづくりに取り組むため、その基本的な考え方や目指す将来の姿を示した、まちづくりの指針となるものです。令和4年度に前期基本計画の計画期間が終了したことから、社会情勢の変化や前期基本計画の達成状況をはじめとする本市の現状を踏まえ、「将来のうつのみや像（都市像）」の実現に向けてより効果的かつ効率的な政策及び施策を構築することを目的に後期基本計画を策定しました。

第六次環境基本計画

環境基本計画とは、「環境基本法」に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画のことです。第6次環境基本計画は令和6年に閣議決定され、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

脱炭素型ライフスタイル

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量を削減するために日々の暮らし（食・住まい・移動・消費など）を見直し、省エネ家電の導入、再生可能エネルギーへの転換、公共交通機関の利用、地産地消、プラスチック削減などを実践する環境に配慮した生活様式を指し、快適性や経済性も両立させながら、持続可能な社会を目指すものです。

脱炭素先行地域

P47 コラム「脱炭素先行地域」参照

【テ】

デコ活

「デコ活」とは、英語で脱炭素を表す「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素を減らし、環境に良い活動という意味が込められており、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

【ネ】

ネイチャーポジティブ（自然再興）

P74 コラム「ネイチャーポジティブ（自然再興）とは？」参照

ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）

市が掲げる今後のまちづくりの理念であり、「拠点形成と拠点間の連携・補完により持続的に発展する都市」、「本市の特性を生かした産業・観光を維持・発展させる都市」、「交通ネットワークが整備された利便性の高い都市」、「自然環境や農地と市街地が有機的に連携した都市」、「効率的で健全な都市運営を実現する都市」が実現のための5本柱として掲げられています。

【ハ】

バイオマス

生物（バイオ）を起源としたまとまった量（マス）の有機物の意味で、エネルギーの原料としては木、穀物、糞尿、植物油、藻などがあります。

【フ】

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。

【へ】

ペロブスカイト太陽電池

P57 コラム「先進技術の動向（水素・ペロブスカイト・CCUS）」参照

【モ】

もったいないEMS

これまでのISO14001運用によるノウハウを最大限に活用しつつ、更なる取組の実効性や制度の信頼性に配慮するとともに、市全体への環境配慮行動の波及を図るため、市が事業者のモデルとなる率先的な環境配慮行動を実践する職員の育成を目指す本市独自の環境マネジメントシステムをいいます。

【B】

BEMS（ベムス）

BEMSとはBuilding Energy Management System（ビル用のエネルギー管理システム）の略称で、建物内の電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理することで、エネルギーの削減につながります。

【F】

FEMS（フェムス）

FEMSとはFactory Energy Management System（工場用のエネルギー管理システム）の略称であり、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御することで、工場全体のエネルギー消費の削減につながります。

FCV（エフシーバイ）

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称で、燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車をいいます。燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させます。

【H】

HEMS（ヘムス）

Home Energy Management System（家庭用のエネルギー管理システム）の略称で、電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。HEMSでは、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどに蓄電することで細かな電力管理を行います。

【R】

RCP（アールシーピー）

Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略で、人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した「排出シナリオ」の一種で国際的に共通して用いられます。RCPシナリオには、RCP2.6, RCP4.5, RCP 6.0, RCP8.5があり、RCPに続く数値は、その値が大きいくほど2100年までの温室効果ガス排出量が多いことを意味し、将来的な気温上昇が大きくなります。

【Z】

ZEB(ゼブ)

P52 「ZEBとは」参照

ZEH（ゼッチ）

P53 コラム「これからの住宅のはなし（ZEH・LCCM住宅）」参照

【解説】 2050年頃のまちのイメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編





MEMO



もったいないの約束

宇都宮に住み、学び、働く私たちは、地球上にあるすべてのものに、
尊敬と感謝の気持ちを持ち、ひとやものを大切にする

「もったいない」のこころを育てています。

このまちの古き良き歴史や恵み豊かな環境をはぐくみ、

かけがえのない美しい地球を未来につなげていくため、

これからも「もったいない」のこころを広げ、日々、行動することを約束します。

- 1 私たちは、互いに尊敬し、思いやりをもってふれあいます。
- 2 私たちは、すべてのものに感謝して、その価値を十分にいかします。
- 3 私たちは、宇都宮の素晴らしさをみがき、未来に誇れるまちをつくります。

平成21年9月27日約束

宇都宮市もったいない運動市民会議・宇都宮市

第4次 宇都宮市環境基本計画

発行 宇都宮市 環境部 環境創造課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5

TEL / 028-632-2403

発行日 令和8年3月

